《論 説》

大学の発展における近代の諸類型

---国家と宗旨---

小 野 秀 誠

- I はじめに
- Ⅱ 改革派1一スイスの大学
- Ⅲ 改革派2―オランダの大学
- Ⅳ ルター派—北欧の大学
- V カトリックーオーストリアの大学の変遷
- VI むすび
- I はじめに

1 大学と宗旨

(1) 中世の大学の起源は、教会の聖職者養成にあり、専門の聖職者教育の前提としての教養と不可分である。聖職者の養成を目的とした教養教育が発展し、その上に神学以外の専門家の養成も形成されたのである。

そして、その後の発展においても、宗教問題は、大学の存立と不可分の関係にあった。近代においても、宗教は重要な意義を有した。それがもっとも端的に現れるのは、ドイツの諸大学である。大学の宗教改革やプロテスタント諸侯による大学設立は、初期の大学の成立後も、大学教育と宗教とが密接に関係していたことを示している¹⁾。同様の関係は、スイスやオランダの大学にもみら

¹⁾ 大学の宗旨のうち、ドイツのプロテスタント系の諸大学については、一般的に【歴史】

れる。本稿では、ドイツの法律家の経歴にもしばしばみられるスイスその他の 諸国における大学を比較し検討しようとするものである。これらの周辺諸国の 大学の設立には、それぞれの国に特有の事情がみられるからである(以下、Ⅱ、 Ⅲ、Ⅳ)。宗旨による相違は、近代の大学をも特徴づけている。

注目するべきことは、国家(ラント=領邦国家を含む)が宗教改革をしても、個々の大学までが当然に宗教改革をするのではないことである。支配する者が信仰を決定する(Cuius regio, eius religio)との原則は、教会法学者のステファニ(Joachim Stephani, 1544-1623.1.14)により理論化され、1555年のアウグスブルクの宗教和議で確立された(独法106号28頁、39頁参照)。そこで、教会も大学も、原則的には支配者の宗旨に従うべきことになる。

しかし、大学は教会のようなヒエラルキーに支えられた組織ではない。教会においても分派運動が起こったように、大学でも、意思の決定は容易ではなかった。個人主義は、人についてだけではなく、大学にも当てはまる。宗教が個人ごとに決定されるように、大学も個々に宗教を定めたのである。そこで、カトリックの多い南ドイツにもプロテスタントの大学があり、プロテスタントの多い北ドイツにもカトリックの大学がある。社会の変動は、それだけ複雑となる。大学ごとの宗教改革というのは、日本的にはやや想像しにくい。日本の大学は、宗教が意義を失った時代の産物だからである。

オーストリアの大学は、カトリックであるが、ドイツの法学者の遍歴の一部をなしていることから(たとえば、ウィーン大学にも遍歴したイェーリング。彼自身はプロテスタントである)、関係上、本稿でも若干検討することにする。また、オーストリアには、ギムナジウムに若干の変化を加えただけで成立した小規模大学もある。そこで、成立の時点では、あまり対立や変化もみられない。大学自体の宗教改革とは無縁だからである。

しかし、カトリックの大学でも、まったく宗教問題がないわけではない。た しかにカトリック諸国の大学は、プロテスタント諸国とは異なり、宗教改革の ような複雑な展開がなく、イタリアやフランスの大学では、大学の歴史として

³⁸⁶ 頁(小野・大学と法学部の歴史・2020年、以下このように略する)。

通常指摘される発展形式に忠実である²⁾。しかし、その場合でも、宗教がまったく意味をもたなかったわけではなく、当然の前提とされていたことから目立たないだけである。また、宗教対立には不毛な議論が多いが、対立は、必ずしも不毛な場合だけではなく、競争と発展の契機になることもある。古い拘束からの解放は、カトリック諸国でも必要となった。

カトリック諸国では、16世紀以降、反宗教改革(対抗宗教改革、Counter-Reformation, Contrareformatio)の支柱となったイエズス会(1534年設立、Ignacio López de Loyolaほか)の影響力が強まり、18世紀初頭には頂点に達した。これに対する反発も各国で生じ、反発をうけた教皇・クレメンス14世による1773年のイエズス会の禁止は、プロテスタント諸国における宗教改革にも匹敵する変動をもたらした。変化は遅れて生じたのである。そこで、中世と現代は直結するわけではない。また、18世紀後半から、聖職者以外の官吏や実務家の養成の要求が強まり、ギムナジウムに相当する Lyzeumに大学を降格する動きがみられた。強固なカトリック国であるオーストリアでもみられ、特徴ともなっている。中央集権(ラントを含む)と行政に携わる人員が必要とされ、官房学への要求が増大したからである。もともとギムナジウムから発展した大学の退化である。これは、大学よりも簡便に多くの実務家を養成しようとする当時の意識によるものであった。今日的にみれば、専門学校による速成教育や教育の大衆化の嚆矢ともいえる(以下、V)。

フランス革命時には、その他の国でも、多くの大学が廃止された。たんに装

^{2) 【}歴史】200 頁。そして、近世法制史の示すところによれば、ドイツの大学の設立は、いつもそれぞれの時代の新しい生活様式を基礎づけてきた。1510 年のヴィッテンベルグ (Wittemberg) 大学の設立は、宗教改革とメランヒトンの教育改革を、イエズス会の大学の設立はドイツの反宗教改革を象徴し、ブランデンブルクによるハレ(Halle) 大学の設立(1694年)は、プロイセン的自然法論の誕生の時とみなされた。中部ドイツ的敬虔主義の精神から発足したこの大学の設立によって、君主と中部ドイツ的初期敬虔主義の担い手の結合関係が生じたのである。Vgl. Wieacker, Privatrechtsgeschichte der Neuzeit, 1967, § 18 I 2, S.313. 第1版の翻訳である鈴木祿彌訳「近世私法史」(1961 年)381 頁。17章I 2 参照。Breslau 大学も、プロイセン的啓蒙主義の中心の1 つであった。【方式と自由】431頁参照。

飾や封建的見栄となるだけの大学は不要となった。中世からの大学はおおむね 過剰であったし、諸侯間の見栄で設立されたものも多かったからである。廃止 されないまでも、啓蒙の時代に乗り遅れ、劣化した大学も多く、それは、かえっ て19世紀初頭に、フンボルト等による大学改革の行われる原因となったのであ る。

(2) カトリック諸国の大学は、聖堂付属の学校であったという起原に比較的 忠実である。世俗化され、社会一般の高等教育を担うようになってからも、理 念的には、教会の聖職者養成の延長に位置したからである30。教皇の特許状は その趣旨であるし、聖職者養成は、重要な目的の1つであった。これに対し、 プロテスタント諸国では、宗教改革を経ることによって、従来のカトリック的 な束縛を脱することが必要であった。しかも、その脱出の方法は、多様であっ たから、必然的にその大学の性格も地域的・個別的になったのである。諸侯の イニシアティブが大きかった場合には、諸侯の大学となったし、市民のイニシ アティブが大きかった場合には、市民の大学となった。端的に宗教改革者の大 学となった場合(実質的に神学校)もある。設立者による構造上の相違は、長 く残された。ただし、教会と同様に、いずれの場合でも、首長制的な性格がみ られる。異なるのは、「首長」となるのが、諸侯や司教か、宗教改革者か、都 市の参事会(この場合には選任制となる)かだけである。構造に共通性がある という点では、宗教の相違の意味は小さく、時代が下るに従って、宗教はしだ いに過去のものとなった。もっとも、19世紀にいたっても、諸国はなお官吏と 大学の宗教管理を行った。外部から見えない規制は、長く残ったのである。

宗教改革に対する諸国の取り組み方も、大学に影響を与えている。ひとしく プロテスタントといっても、ドイツの諸侯にとっては、教会や修道院の財産の 収用が重要であった。この場合には、宗教改革といっても、実質は封建的財産 の改革だったのである。首長の看板の書き換えと教会・修道院財産の国家(一 部は大学)等への移転が目的とされた。教会財産の公有化である。公有化といっ ても、中世の国家は家産であるから、君主による私有化でもある。ドイツ騎士

^{3) 【}歴史】200頁。

団の団長アルブレヒトが1525年にルター派に改宗して建国したプロイセン公国の例によれば、改宗は領土等の私有化でもある(その後、相続により同じルター派のブランデンブルク選帝侯領)。 冷戦終結後の社会主義諸国の公有財産の私物化にも似ている。大学の講座も、カトリックからプロテスタントへの看板の書き換えが行われ、講座の世俗化が生じた。宗教的な儀式さえもカトリック的なものを温存したイギリスの場合も、これに近い。

これに対し、スイスや北欧では、もっと宗教、神学が重要視された。精神的な理念に忠実だったのである。中世の3専門学部のうち、神学部の優越が生じたり、神学部への教養学部の講座の取り込みも行われた。世俗化が徹底しない点では、初期のカトリックの大学に近い。神学部のみになった場合もある。宗教改革は、精神改革でもあったから、大学の講座の構造にも大きな影響を与えたのである 4 。もちろん、教会は首長制の要であったから、大学は、いずれの場合でも国家の官吏や聖職者の養成過程で宗教を統制・管理する役割を果たした。卒業資格、国家試験、学位などの取得にあたり、学生の信仰がチェックされた。そして、その基準としての教義の確立が重要な課題にもなり、これも大学の存在意義の1つともなったのである(以下、VI)。

ライプチッヒ大学のように、膨大な出版資料のある大学もあるが、印刷に付されていない場合も多い。歴史や著名教授について、かなり詳細な記事もあるが、本稿では、詳細には立ち入りえない。ライブチッヒと出版については、後注16)のような理由がある。

⁴⁾ 後述Ⅱ、Ⅲ 参照。なお、近時において、多くの大学は、HPにおいて、自己の歴史を探ることに熱心である。その場合には、前身校、名称や場所の変遷、著名な教授や卒業生、種々の特記事項などが含まれ、それぞれの大学の特質が示される。また何をアピールしたいかも示されている。とりわけ再統一後の東ドイツ地域の大学や、冷戦終結後の東ヨーロッパの大学である。全ヨーロッパや国際性を強調することによって、一挙に国内の他大学を凌駕しようとするものが多い。国境近くの場合には、二か国共同性やバイリンガル、外国語教育なども用いられる。簡単にはえられないだけに、なかでも古い歴史と伝統は、貴重な資源である。

2 大学と市民、女子教育

- (1) 従来の大学の歴史では、アルプス以北では、大学が教会の聖堂付属学校から発展し、皇帝や国王、諸侯のイニシアティブで設立されたことが述べられる。これに対し、スイスの大学の特色として、その大部分において、市民が主導したことが指摘される。しかし、実質にそう大きな違いがあるわけではない。たしかに、大学特許状の取得という意味では、各国の首長や司教の役割には大きなものがある。しかし、その後、当該の大学が維持・存続されるには、首長の見栄や気まぐれだけでは十分ではなく、都市による財政的な支えが必要であった50。市民の支持がなければ、設立されても、短期に消滅することが多かったからである。実質は、現代でも同様であろう。それゆえ、各国の政府やパトロンは、大学の社会的意義を(しばしば過大に)宣伝し、人々の関心を買おうとするのである。大学は、おおむね教育問題ではなく、経済問題の一環とされている。日本では、へき地の過疎対策として誘致されることもある。
- (2) スイスでは、バーゼル大学のような市参事会主導の大学を除くと、他の大学では、宗教改革の主導者のイニシアティブが顕著である。これも、宗教改革者が都市の首長の代わりとなっただけで、大学が首長のイニシアティブによって基礎づけられた点では、あまり異ならない。宗教改革者も、都市の利益を代表していたからである⁶⁾。
- 5) この点については、たとえばロシュトック大学やグライフスヴァルト大学において、ハンザ諸都市の市民階級の力が大きかったことについてふれた。【歴史】x 参照。後述のケルン大学でも、設立にあたっての市民の力が大きかったのである(後述 VI 参照)。ドイツの大学の設立や維持における諸侯の力については、割り引いて考える必要がある。
- 6) 後述 II (スイスの大学) 参照。フランスの大学の設立の主体に関する特徴について、 Rüegg (hrsg.), Geschichte der Universität in Europa, II, Von der Reformation zur Französischen Revolution (1500-1800), 1993, S.113ff. (以下では、Rüeggと頁数のみで 引用する)。I, Mittelalter, 1993; III, Vom 19.Jahrhundert zum Zweiten Weltkrieg (1800-1945); IV, Vom Zweiten Weltkrieg bis zum Ende des Zwanzigsten Jahrnunderts, 2010. ドイツの大学の特徴について、ib.S.126ff. (Universitäten im

アルプス以南のイタリアの大学では、こうした市民の寄与はより明確である。 イタリアでも、各地の首長が関与した例は多いが、首長の力があまり大きくな かったことから(没落したり、追放されることが多い)、市民が大学を支えた ことが明確になった。ボローニア大学にみられる学生主導の大学の構造は、よ り端的に市民の力を示すものである。首長主導のパリ大学型の大学の構造は、 これと対照的な位置を占めている⁷。

スイスとオランダは、宗教上はともに改革派(カルヴァン派)の地域である。 しかし、大学の設立において、前者で宗教改革者の役割が大きかったのに対し、 オランダでは、なお世俗の首長のイニシアティブの大きかったことが注目される⁸⁾。これは、オランダでは、それだけ独立戦争が長く、厳しかったことの反映でもある。

(3) 女子教育については、各国においてかなりの相違がみられる。全般的な検討は別稿によるが、大学ごとの特性について分かる範囲でふれることにする。

Ⅱ 改革派1一スイスの大学

1 序

(1) スイスの大学では、バーゼル大学がもっとも古く著名であるが、その他の都市、ベルン、ジュネーブにも古くからの大学がある。フライブルク(Üechtland) にも新設の大学がある⁹⁾。1500年代以降に創設された大学が多く、

Heiligen Römischen Reich) イギリスは、ib., S.122. (Britische Universitäten)

- 7) 設立主体に関するボローニア大学型とパリ大学型の相違については、【歴史】207頁。 イタリアの大学の特徴について、ib., S.133ff. (Italienische Universitäten). この相違 は、社会のあり方の反映であり、君主権力の弱いイタリアでは、必然的に市民が主 にならざるをえなかったのである。
- 8) 後述Ⅲ(オランダの大学)参照。
- 9) ドイツとスイスのフライブルク大学については、ライプチッヒ大学に関する別稿に よる。もっとも著名なのは、ブライスガウ(バーデン)のフライブルク大学である (Freiburg im Breisgau)。スイスにも、フライブルクがあり、Freiburg im Üechtland

それらは、いずれも宗教改革を契機としている。

(2) スイスの大学は、ドイツ系の学者に対して、しばしば招聘や昇進の機会を与えている。経歴中にスイスの大学を包含する者は、著名な法学者だけでも相当の数になる。たとえば、イェーリング(Rudolf von Jhering, 1818.8.22-1892.9.17)は 1845 年に(1846年にロシュトック)、ヴィントシャイト(Bernhard Joseph Hubert Windscheid, 1817.6.26 - 1892.10.26)も 1847 年に(1852年にグライフスヴァルト)、バーゼル大学で正教授となっている。トゥール(Andreas von Tuhr, 1864-1925)も同様である。イェーリングの後任は、Alexander Leist(1862.10.17-1918.12.3)であった(1847年にイエナ)。デルンブルク(Heinrich Dernburg, 1829.3.3-1907.11.23)も、T・モムゼン(Christian Matthias Theodor Mommsen, 1817.11.30-1903.11.1)の後任として、チューリヒ大学に赴任している(1854年から62年) 10 。ラーベル(Ernst Rabel, 1874.1.28-1955.9.27)も、1906年から、バーゼル大学教授となった(1910年に、キール大学)。

ただし、長く留まる例は少ない。長く留まったのは、ベルン大学のロートマール (Philipp Lotmar, 1850.9.8-1922.5.29) である。ユダヤ系であり、かつ社会主義者鎮圧法によって、ドイツでは就職できなかったからである 11)。また、スイ

である。同市は人口4 万人に満たないが、1889年に設立された大学があり、ドイツ語とフランス語の2 か国語の教育課程を特徴とする。なお、エルベ河畔のニーダーザクセンにもある(Freiburg/Elbe)。こちらは、人口2000人に満たず、大学をもたない。スイスの大学の教授については、以下がある。Verzeichnis der Professorinnen und Professoren der universitären Hochschulen der Schweiz, hrsg. v. Bundesamt für Bildung und Wissenschaft und von der Rektorenkonferenz der Schweizerischen Universitäten, (Jahrbuch der schweizerischen Hochschulen - Annuaire des universités et hautes écoles suisses, 1964から2001の集成), 2004.

とくに、バーゼル大学については、Vgl.Ronald, Geschichte der Baseler Juristischen Fakultät 1835-2010, 2011.

- 10) 拙稿·一橋法学12巻1 号38頁。Vgl.Rabel, Windscheid und die Schweiz, DJZ 14 (1909), S.959. 独法 102号85頁参照。
- 11) ロートマールについては、拙稿・一橋法学12巻1号37頁参照。ロートマールがスイ

スの大学は、ナチスの時代には、多くの亡命法学者の逃避先ともなった。

(3) スイスの法律家も多くは、ドイツでの経歴を有している。ケラー (Friedrich Ludwig Keller vom Steinbock, 1799.10.17-1860.9.11) は、ベルリン大学のサヴィニー講座を引き継いだことで著名であるが(直接の承継者のプフタは、サヴィニーよりも早世)、チューリヒの生まれで、長くチューリヒの大学や政治にかかわった。ブルンチュリ(Johann Caspar Bluntschli, 1808.3.7-1881.10.21) もチューリヒの生まれで、チューリヒ私法典の起草者であるが、ハイデルベルクでも活躍した。スイス債務法典の起草者ムンツィンガー(Walter Munzinger, 1830.9.12-1873.4.28)は、ベルン大学教授であった。ホイスラー(Andreas Heusler, 1834.3.30-1921.11.2)も3代にわたるバーゼルの名門であり、バーゼル民法典を起草したが、著名なゲルマニストである。そして、ベルン大学のE.フーバー(Eugen Huber, 1849.7.13-1923.4.23)は、スイス民法典の起草者となったのである¹²⁾。フーバーも、ハレ大学の教授をしている。

彼らのうち、ムンツィンガーのみは、どちらかというとフランス法系であり (スイス債務法=SORの立法では、ドレスデン草案と普通商法典=ADHGBを モデルとした。当時の政治情勢の影響が大きい)、ドイツではあまり知られて いない。1900年のドイツ民法典がロマニステンの産物とすると、スイスの諸法

スから離れなかったのは、市民国家であるスイスが気に入ったことにもよる。また、Fargnoli, Philipp Lotmar und der Schweizerische Juristentag, (hrsg.Kunz, Weber, Lienhard, Fargnoli, Kostkiewicz), Berner Gedanken zum Recht, Festgabe der Rechtswissenschaftlichen Fakultät der Universität Bern für den Schweizerischen Juristentag 2014, 2014, S.531. 一部の大学にはグナイスト、ラーバントなどユダヤ系の有力教授もいた。

スイスには、ホイスラーやフーバーなど、ゲルマニスト系の法学者が多い。混合 法の領域であることから、ロマニスト系の学者もいる。スイスの立法について、独 法104号1頁、12頁以下参照。

12) ケラー以下の法律家については、独法102号64頁以下参照。ムンツィンガーについてのみ、若干補充すると、Meyer von Knonau, Munzinger, Walter, ADB 23 (1886), S.49f.; DBE 7 (1998), 310; Fasel, Walther Munzinger. Vorreiter der Schweizer Rechtseinheit, ZEuP 2 (2003), S.345ff.

典(民法典と債務法典だけではなく、ベルン、チューリヒ、バーゼルなどのカントンの法典を含め)は、ゲルマニステンの産物ともいえ、19世紀の普通法学の中では、特殊なサークルを形成している。ドイツ民法はロマニステンの産物であり、ゲルマニステンは批判者にとどまり、ドイツでは立法からは遠ざけられたが、スイスでは、ゲルマニステンが立法に積極的に参画した点が、大きな相違である。

法学者以外では、人文主義者のエラスムス (Desiderius Erasmus Roterodamus, 1466-1536)、歴史家のブルクハルト (Jacob Burckhardt, 1818-1897)、数学者のオイラー (Leonhard Euler, 1707-1783)、ニーチェ (Friedrich Wilhelm Nietzsche, 1844-1900)、ヤスパース (Karl Theodor Jaspers、1883-1969) などがいる。エラスムスは、フライブルク (ブライスガウ) の法学者のツァシウス (Ulrich Zasius, 1461-1535)) との関係でも知られる¹³⁾。

(4) (a) 上記のフライブルク (Üchtland) 大学の関係者としては、オーザー (Hugo Oser, 1863.4.29-1930.3.19) がいる。同人は、1863年に、バーゼル・ラント地区 (Baselland, 市外である) の Pfeffingen で生まれた。ミュンヘン、シュトラスブルク、バーゼルの各大学で法律学を学び、1888年に、学位、弁護士、Arlesheim の司法官、1893年に、ベルリンとパリに研究滞在。1904年に、フライブルク (Üchtland) 大学教授。1912年に、ローザンヌの連邦裁判所の裁判官、1928年に、副長官となった。日本では、裁判官の肩書で著名である。スイスも法曹一元の制度から、裁判官と学者の垣根は低い。ラーベルもバーゼル大学在任中は、バーゼル高裁の裁判官を兼任している。オーザーは、1893年に、ベルリンで、比較法律学・経済学協会(Gesellschaft für vergleichende Rechtswissenschaft und Volkswirtschaftslehre Berlin)の共同設立者の1人となり、1926年に、スイス法曹会(Juristenverein Schweiz)の理事となった。1939年に、バーゼル市で亡くなった。Vgl. DBE 7 (1998), 511.

Kommentar zum schweizerischen Zivilgesetzbuch, Bde.I-V. (我妻栄·民

¹³⁾ ブルクハルトについては、独法112 号221 頁。スイスに多い姓である。また、ツァシウスについては、【大学】275頁参照。

法総則(1965年)9頁では、スイス法では、OserとEggerのコンメンタールを引用している)。

Das Obligationenrecht: Kommentar zur 1.und 2.Abteilung (Art.1-529 OR).

(b) オーザーのコンメンタールの改定をしたシェーネンベルガー(Wilhelm Schönenberger, 1898.9.21-1985)も、フライブルク(Üchtland)大学の教授である。同人は、1898年に、ザンクト・ガーレンで生まれた。法律学を学び、1922年に、弁護士、1925/26 年、ザンクト・ガーレンのカントン裁判所書記、1927年に、フライブルク(Üchtland)大学教授。連邦裁判所裁判官、専門は、私法、債権法、国際私法である。70歳の記念論文集がある。Mélanges en l'honneur de Wilhelm Schönenberger, Festschrift(hrsg. v. Univ. Freiburg/Üchtland)、1968. 1985年に亡くなった。 Vgl. Schweizerische Juristenzeitung 1998, 429 (Gauch). 顕彰記事がある。

2 バーゼル大学

(1) スイスの大学の中では、バーゼル大学(Universitas Basiliensis)がもっとも古く、1459年の設立である(初代の学長は、1460年のGeorg von Andlau)。1457年のフライブルク(ブライスガウ)大学とほぼ同時期である。バーゼル大学は、ドイツの法学者のプロモーションのサイクルに組み込まれており、経歴の中にしばしば登場する(上述1参照)。創立の当初は宗教改革前であったことから、大学の宗旨は、当然カトリックであった。1532年に宗教改革を行い、プロテスタント(のち改革派)の大学となった¹⁴。これは、カルヴァン(1509-1564)がバーゼルで主著「キリスト教綱要」を出版した1536年よりも

His, Basler Gelehrte des 19. Jahrhunderts, 1941.

Staehelin (hrsg.), Professoren der Universität Basel aus fünf Jahrhunderten. Bildnisse und Würdigungen, 1960.

Staehelin, Geschichte der Universität Basel, 1959.

エラスムスについては、vgl.Gail. Erasmus von Rotterdam. 1994. 後注17)参照。

¹⁴⁾ Rüegg, S.82. スイスの大学の設立時の特徴については、ib., S.129f. とくにバーゼル 大学の歴史と、その教授については、以下のものがある。

早い (ジュネーブで神政政治を始めたのが1541年)。バーゼル市が宗教改革を したのは、1528年で、大学よりも早く、この時に、エラスムス (Desiderius Erasmus Roterodamus, 1466-1536) は、フライブルクに逃避した (1535年にバー ゼルに帰り、1536年に死亡)。

スイスの大学は、現在でもカントンの設置(州立)を原則とする。連邦が直接かかわるのではない。ドイツの大学と同様である(ラント・州立である)。しかし、その起源は、ドイツのような諸侯や司教の主導ではなく、市やカントンの創設にかかるものが大半である。スイスには、大学を設立するような諸侯がいなかったからである。1459年に、バーゼルの市参事会は、ローマ教皇ピウス2世の大学特許状を取得した。モデルとなったのは、ボローニア大学であった。当時は、教会分裂後の時代で、バーゼル公会議(1431/49年)の精神にもとづき、各地に聖職者養成のための機関の設立が行われた。バーゼル大学は、その地元にあったことから、公会議大学(Konzilsuniversität)ともいわれる¹⁵⁾。

バーゼル公会議は、公会議至上主義と教皇至上主義の対立から、その調整という根本問題の解決には至らなかったが、教会改革やフス派の扱いを決した。大学は、聖職者養成に関与することから、大学の設立は、教会改革にも資する。こうした公会議の精神にもとづいて、多くの大学が設立された。1457年に、近隣のフライブルク(ブライスガウ)にも大学が創設され(グライフスヴァルトも1456年)、その定款はバーゼル大学でも用いられた。内容は、当時の有力大学であったエルフルト大学(後述)のものと共通する。そして、バーゼル大学にも、12の講座が設けられ、中世の大学の標準である4学部(神学、医学、法学、学芸学部)の大学が設立された。1学部に3講座というのは、マールブルク大学などとも同規模であり、当時としては小さいわけではない。1学部1講座という例(多くは専門学部)も稀ではなかったからである。

(2) (a) 最初の学長は、大司教 (Fürstbischof) Johann von Venningen (? -

^{15) 1414/18}年のコンスタンツ公会議は、教会大分裂を終結させ、ウィックリフとフスを異端とした。バーゼル公会議は、そこでの開催決定をうけてのものである。 Gebhardt, Handbuch der deutschen Geschichte, Bd.6, 1986, S.88ff. 当時の人文主義についても詳しい。 Ib. Bd.8, 1986, S.37f. S.158.

1478) により任命された司教座聖堂主司祭(Dompropst)の Georg von Andlau (ca.1390-1466) であった。当時のバーゼルは、印刷の盛んなところであり 16 、人文主義の中心地でもあった 17 。そこで、大学の図書館も、早くに設立された(1471年。今日では、300 万冊以上の図書や文書を所蔵する)。1528年の市の宗教改革により、修道院が市有化され、その蔵書が移管された。そして、人文主義の興隆から、多くの印刷が行われたことも、蔵書を豊かにしたのである。

16) 印刷術の発明者は、マインツのグーテンベルク (ca.1398-1468) であり、1439年ご ろ発明し、1450年ごろには事業化された。マインツと、出版で名高いシュトラスブ ルク、バーゼルとは、ライン河で結ばれている。オランダでは、アントワープである。 1517年の贖宥状に関するルター (Martin Luther, 1483-1546) の95か条の論題は、印刷されることによって全ドイツに流布された。宗教改革は、印刷術の産物ともいわれる。独法106 号26頁の一覧参照。

マインツ近郊のフランクフルト(マイン)は、印刷が盛んで、本の見本市 (Buchmesse) でも著名であったが、1567年に、神聖ローマ帝国の検閲官 (Kaiserlicher Bücherkommissar) がおかれ、1579年からは、恒常的な検閲委員会 (Kaiserliche Bücherkommission) がおかれ、印刷、出版を統制した。これを嫌って、多くの出版業者がライプチッヒに逃避し、1632年には、出版点数でも、フランクフルトを凌駕した。その結果、ドイツ最大であった見本市も、ライプチッヒに移転したのである(東ドイツの時代の前まで)。ザクセンは、出版がより自由であったことによる。著名な

大学の存在と出版文化の伝統が結合することは、スイスでも同様で、バーゼルが中心となったのである。しかも、ライプチッヒ大学では、ザクセン選帝侯の国庫補助も潤沢であった(独法116号103頁、153頁)。

17) ロッテルダム出身のエラスムス (Erasmus of Rotterdam, 1446-1536) は、1514年、イギリスからバーゼルに渡った。バーゼルが宗教改革をした時には、フライブルク (ブライスガウ) に避難した (1529年-1535 年) が、亡くなったのも、バーゼルであり、バーゼル大聖堂には、その墓がある。 Vgl. Gail, Ersmus von Rotterdam, 1994. 法律家では、人文主義法学者のUlrich Zaius (1461-1535.11.24) との親交が重要である。 S.75, 104, 132. ツァシウスについては、【大学】 275 頁。



バーゼル大聖堂の エラスムスの墓

中世の大学の図書館の起源も、修道院にある。聖書や聖人の著作の筆写・写字は、修道士の勤行の1つであったから、修道院では日常的に行われた(たとえば、スイスでは、旧ザンクト・ガーレン修道院の写本である)。しかし、これは、個人的な行為であるから、大学では継続されなかった。また、筆写は、大学の授業の手段であっても、目的ではない。宗教改革などで、修道院が大学に転用された場合に、施設とともにその著作を移管するのは、簡易な収集方法となった。ローマ法原典は、法学部の授業のさいに口授、筆記されたが、教授の個人的なテキストと学生の筆写にすぎない。大学図書館として文献が集積されるには、印刷術の発展が不可欠であった。しかし、中世の大学は、教授の人件費を捻出するだけで精一杯であったから、収集は偶発的・部分的であり、図書の大規模な集積には、個人文庫の寄贈などに頼るほかはなかった。図書の専門家も欠けていたからである。大学予算から大規模かつ計画的に文献を収集することは、19世紀を待つ必要があったのである。

(b) 1818年には、従来の学芸学部は哲学部となり、専門学部と同じ地位を獲得した。1822年には、中世的な大学のカリキュラムが改定され、ラテン語を大学の公用語とすることも廃止された。さらに、新しい学部も付加された。人文科学や科学の講座も増加した。もっとも、自然科学部(Philosophisch-Naturwissenschaftliche Fakultät)ができたのは、1937年であり、経営・経済学部は、1996年であった。心理学部は、2003年である。学部の形式に関してはかなり保守的である。他方で、スイスの大学は、女子教育を早くに肯定し、最初の女子学生(Emilie Frey)は、1890年に、医学の勉学を開始した¹⁸⁾。

政治的な変動地でもあったことから、宗教改革やバーゼル市のバーゼルのラント地域からの分離などに影響された(現在でも、バーゼルは、バーゼル市 Baselstadtとバーゼル・ラントBasellandに区分されている)。宗教改革は、プ

¹⁸⁾ スイスの大学の女子教育については、独法113号81頁以下。スイスの大学は、1900年から1910年の間、西ヨーロッパでは、もっとも女性比率は高かった。なお、女子の高等教育は、いずれの国や地域においても、医学の分野から始まるのが通例である。著名なのは、Dorothea Erxleben (1715-1762)である。独法113号173頁。U.Köhler-Lutterbeck, Siedentopf, Lexikon der 1000 Frauen, 2000, S.100.

ロテスタント地域の他の大学と共通の問題であるが、市と周辺部の対立はスイスの地域特有の問題であった。1833年に(分離独立戦争を経て)、バーゼル・カントンは2分され、大学の図書館を含むカントンの財産も、バーゼル市(Basel-Stadt)から、その3分の2をバーゼル・ラント地域(Basel-Landschaft)に移転することになったのである。バーゼル市は、3分の2を買い戻す必要に迫られ、財政的事情から、大学の課程も縮減した。学生は、2年間を外国(おもにドイツ)の大学で過ごすことになった。

1933年に、ナチスが政権を掌握すると、多数のドイツの教授が逃れてきた。 言語や制度が共通するスイスの大学は、ドイツの大学教授の通常のプロモーションに入っていたことから、移動が容易なことによる。法律学では、 Arthur Edwin Paul Baumgarten (1884.3.31-1966.11.27) がバーゼル大学教授となった (1933)。 Hans Karl Ernst Albrecht Wilhelm Lewald (1883.5.29-1963.11.10) も亡命し、バーゼル大学教授となった。後者は、帰国しないまま、スイスで亡くなった。 Hans Nawiasky (1880.8.24-1961.8.11) も St. Gallen 大学教授となり、 帰国しなかった。 神学では、 Karl Barth (1935) と、 Fritz Lieb (1937) である。 第二次世界大戦後には、哲学者のヤスパース (Karl Jaspers, 1883-1969) がハイデルベルク大学から移動してきた (1948) 19)。

(3) 近時でも、ドイツの学者には、スイスの大学に関係する者がおり、たとえば、Heinrich Honsell(チューリヒ大学) や、シュレヒトリームの弟子の Ingeborg Schwenzer (バーゼル大学) がいる 20 。

¹⁹⁾ 亡命法学者のうち、スイスに逃れた者については、独法 109号44頁。また、1460年からのバーゼル大学の学長の一覧は、大学のHPにある。Rektoren der Universität Basel(https://unigeschichte.unibas.ch/materialien/rektoren/) スイスは、大学だけではなく、法曹養成制度もドイツと共通しており、スイスに移動したドイツの教授も裁判官を兼ねることができたし、公証人制度も長く共通していたのである。【専門家】166頁以下、179頁。

²⁰⁾ 独法102号86頁。ほかに、(1) A.ヴァイトナウアー(Albert Weitnauer, 1916.5.30-1984.12.29)は、ブラジルの Blumenau で生れた。バーゼル大学で、法律学を学び、1940年に学位をえた(Die Legitimation des außerehelichen Kindes im römischen Recht und in den Germanenrechten des Mittelalters, 1940)。1941年から、連邦政府

で勤務し、1946年から、ワシントンの対米通商部で働き、ロンドンに転じた。1966年に、連邦政府の代表委員、1971年に、ロンドン大使、1979年に、外務省の事務次官となった。1984年に、ベルンで亡くなった。スイスのBundesratは、連邦政府である。名称は同じでも、ドイツの連邦参議院とは異なる。

Rechenschaft - Vierzig Jahre im Dienst des schweizerischen Staates, 1981. Vgl. DBE 10 (1999), 418.

(2) H.ヴァイトナウアー (Hermann Weitnauer, 1910.7.18-1999.8.9) は、(1)とは別人である。1910年に、ミュンヘンで生まれ、ヴュルツブルク、ミュンヘンの両大学で法律学を学んだ。1932年に、第一次国家試験、1934年に、ヴュルツブルク大学のWilhelm Laforetの下で学位 (Der staatliche Eingriff in Verträge, 1934)。1935年に、第二次国家試験。1935年から、バイエルンで司法研修。1937年に、ライヒ司法省の債務法参与員。1941年から兵役で、1950年までシベリアで抑留された。1950年に、連邦司法省で、最後に参事官となった。1965年に、ハイデルベルク大学教授。1978年に、定年。1999年に亡くなった。専門は、民法、労働法である。70歳、75歳、80歳の記念論文集がある。Festschrift Hermann Weitnauer (hrsg. v. Ehmann / Hefermehl /Laufs), 1981; Aktuelle Probleme im Wohnungseigentumsrecht (hrsg. v. Seuß), Festschrift, 1985; Einheit in der Vielfalt, Festschrift, 1985. Festschrift für Johannes Bärmann und Weitnauer (hrsg. v. Bub / Pick / Hauger / Schmidt F./ Merle / Seuß, 1990. 顕彰記事として、NJW 1995, 1878 (Ehmann; NJW 1999, 2870 (Hauger / Schnauder).

Weitnauer / Wirths, Wohnungseigentumsgesetz, 1951, 2. A. 1955, 3. A. 1969, 4. A. 1972. 5. A. 1974, 6. A. 1982, 7. A. 1988, 8. A. 1995, 9. A. 2004.

Das Atomhaftungsgesetz in nationaler und internationaler Sicht, 1964.

Der Schutz des Schwächeren im Zivilrecht. 1975.

Bergbau und öffentliche Verkehrsanstalten, 1971.

Beck'sches Formularbuch E-Commerce (hrsg. v. Weitnauer/bearbeitet v. Baumann). 2003.

(3) ヴァイテマイヤー (Birgit Weitemeyer, 1964.6.5-) は、1964年に生まれ、1991年に、第一次国家試験。1994年に、キール大学で学位 (Ordnungsrechtliche Maßnahmen im Konkursverfahren, 1995)。1996年に、第二次国家試験。キール大学の助手となった。2002年に、ハンブルク防衛大で非常勤。2003年に、キール大学で、ハビリタチオンを取得した。2004年に、ドレスデン工科大学で非常勤。2007年に、ハンブルクの Bucerius Law Schoolの教授 (Rainer Walzの後任であった)。専門は、

民法学者のAndreas Tuhr (1864-1925) も、チューリヒ大学教授である。彼は、利益法学のヘック (Philipp Heck, 1858.7.22-1943.6.28) と同様に、ペテルブルクで生まれ、父も法律家であった。ハイデルベルク、ライプチッヒ、シュトラスブルクの各大学で法律学を学び、1885年に学位をえた。1888年に、ハイデルベルク大学で学位をえた。1891年に、上級控訴裁判所の裁判官。1893年に、バーゼル大学の員外教授となった。1898年に、同教授。1898年に、シュトラスブルク大学教授。1918年に、チューリヒ大学教授となった。1925年に、チューリヒで亡くなった 21 。

ドイツ民法総論で著名である。Der allgemeine Teil des deutschen bürgerlichen Rechts, 1910ff., Neud. 1957.

スイス法では、Der allgemeine Teil des schweizerischen Obligationenrechts, Bd. 1f. 1924f.がある。

(4) (a) H.ホンセル (Heinrich Honsell, 1942.7.28-) は、1942年に、ミュンヘンで生まれた。法律学を学び、1968年に学位 (Quod interest im bonae-fidei-iudicium, 1970)、1972年に、ミュンヘン大学でハビリタチオンを取得 (Die Rückabwicklung sittenwidriger oder verbotener Geschäfte, 1974)。1973年に、

民法、商法である。

Heymann, Handelsgesetzbuch 2. A. (Bd. 1, 2) 1995, 1996. 改定。

以下の共著と記念論文集がある。

Emmerich /Sonnenschein / Weitemeyer, Miete, 7. A. 1999, 9. A. 2007.

Rotsch / Nolte / Peifer / Weitemeyer, Die Klausur im ersten Staatsexamen 2003.

Die Körperschaftsbesteuerung der öffentlichen Unternehmen unter besonderer Berücksichtigung ihrer verdeckten Gewinnausschüttungen. 2009.

Ghassemi-Tabar / Guhling / Weitemeyer, Gewerberaummiete 2015.

Festschrift für Dieter Reuter zum 70. Geburtstag (hrsg. v. Martinek /Rawert / Weitemever). 2010.

21) Tuhr は、第2帝政時代のシュトラスブルク大学 (Kaiser-Wilhelms-Universität) の 最後の学長であった (1918年12月2日まで)。 Vgl. Staehelin, Geschichte der Universität Basel 1959, 286; Schwarz A., Andreas von Tuhr 1938; Döhring, E., Geschichte der deutschen Rechtspflege, 1953, 452.

ビエレフェルト大学教授。1977年に、ザルツブルク大学教授。1989年に、チューリヒ大学教授。2007年に定年(定年時のシンポジウムに、Vinculum iuris, (hrsg. v. Büchler), 2008; Europäische Rechtskultur (hrsg. v. Harrer/Gruber), 2009)、弁護士となった。専門は、私法、ローマ法、比較法などである。Sankt Gallen専門大学の講師もしている²²⁾。

Schweizerisches Obligationenrecht, Besonderer Teil, 1991, 2. A. 1992, 7. A. 2003.

Schweizerisches Haftpflichtrecht, 1995, 2. A. 1996, 3. A. 2000.

Römisches Recht, 1988, 2. A. 1992, 6. A. 2006.

Kommentar zum schweizerischen Privatrecht - Obligationenrecht I (hrsg. v. Honsell/Vogt/Wiegand), 1996, 3. A. 2003.

Obligationenrecht II (hrsg. v. Honsell/Vogt/Watter), 1994, 2. A. 2002.
Honsell/Vogt/Geiser, Basler Kommentar, Zivilgesetzbuch, I 2. A. 2002.
Honsell/Vogt/Geiser, Zivilgesetzbuch, II 2. A. 2003.

Aktuelle Aspekte des Schuld- und Sachenrechts - Festschrift für Heinz Rey (hrsg. v. Honsell/Portmann/Zäch/Zobl), 2003.

Rechtswissenschaft (Mayer-Malyの原著である), 6. A. 2015.

- (b) また、T.ホンセル(Thomas Honsell, 1947.8.31-)は、1947年に、バイエルンのSimbach(am Inn)で生まれた(オーストリア国境)。フライブルク(ブライスガウ)、ジュネーブ、ミュンヘンの各大学で法律学を学び、1972年に、第一次国家試験、1975年に、第二次国家試験に合格。1976年に、ミュンヘン大学のDieter Nörrの下で学位(Die Quotenteilung im Schadensersatzrecht, 1977)。1981年に、同じくNörrの下でハビリタチオンを取得(Historische Argumente im Zivilrecht, 1982)。ミュンヘン大学の員外教授。弁護士となった。専門は、ローマ法、近世司法史などである。
 - (5) バーゼル大学は、現在では、学生数およそ 1万3000人、6000人以上の教

^{22) 60}歳と65歳の記念論文集がある。Besonderes Vertragsrecht, Festschrift zum 60. Geburtstag, (hrsg. v. Friedrich Harrer), 2002; Schutz und Verantwortung Liber amicorum (hrsg. v. Isenring), 2007.

職員、7 学部を擁する。比較的古典的な学部体系を維持している。神学部、法学部、医学部、哲学・歴史部、哲学・自然科学部、経済学部、心理学部である。中世の3専門学部と1学芸学部の形式は、19世紀までには、学芸学部を哲学部とすることにより4専門学部の構成となり、さらに、いちじるしい自然科学の発展により、従来の哲学部は、自然哲学(Naturphilosophie)と二本立てとなった。そして、自然哲学は、自然科学(Naturwissenschaft, Natural science)となった。多様な自然科学の分化によって、大学の学部も多様になったのである。今日では、大学によっては、名称だけでは内容も推定しがたい学部名も登場するようになっている。

3 ジュネーブ大学

(1) ジュネーブ大学(Université de Genève)は、1559/61 年の設立である。 改革派の大学である。学位を授与できないアカデミーが最初であったが、スイスと同宗旨のオランダの改革派からも、早くに大学として認められた。ベルギーのフランス語地域であるワロン地区からも学生が赴き、カルヴァンの説はネーデルラントに浸透した²³⁾。

当初からカトリックの大学として始まったわけではないことから、中世に一

²³⁾ Rüegg, II, S.83. いうまでもなく、ジュネーブは、カルヴァンが宗教改革を行った 都市である。カルヴァンは、その死亡まで、市民生活を厳格に統制する神政政治を行ったのである(肯定したのは、結果としての金銭であり、金銭は目的ではない。 近時の強欲資本主義とは異なる)。カルヴァンの神が金銭であるというのは、その後の改革派団体の生活様式にすぎない。後注35)参照。同じ改革派といっても、スイスとオランダはかなり異なり、イギリス(ピューリタン)とアメリカに伝播する過程の変化もある。スコットランドも改革派である。オランダは、鎖国(キリシタン弾圧の)日本とも折り合いをつけたように、信仰と実生活の分離に躊躇しない面がある。オランダの大学が17世紀に諸外国から多数の学生を集めたのは、経済的な興隆だけではなく、その宗教的な寛容さにも原因がある。ただし、その宗教的寛容さは、一面では格差社会への寛容も導き出した。その極致が近時のアメリカの改革派である。貧困に対する社会的寛容と金銭批判に背を向けたからである(自助思想による格差の肯定)。

般的な皇帝や教皇による特許状にもとづく創立時期を論じることはできない。ドイツでは、プロテスタントの大学でも、マールブルク大学のように皇帝特許状を取得した例がある²⁴。マールブルク大学は、1541年に皇帝カール5世の大学設立の特許状を取得している。大学設立に関する当時の意識は、それだけ画一的であった(論理的には、1555年の宗教和議では、ルター派が公認されただけであったから、改革派に関しては皇帝や教皇の公認の余地はなく、中世式には独自の大学はもてないことになる)。また、ケーニヒスベルク大学は、皇帝からも教皇からも特許状を取得できずに、ポーランド王の許可状をえている。皇帝カール5世と教皇パウルス3世がともに特許状の発給を拒絶したことから、1657年まで宗主権を有したポーランド王ジグムント2世(王は、離婚問題をかかえ、親族のハプスブルク家とも対立していた)の特許状を獲得したのである。マールブルク大学は、改革派で、ケーニヒスベルク大学は、ルター派である。スイスの大学は、国外の権威による特許状をもたない点でも、市民的である。

中世の大学が教会と同じく首長をその長と仰ぐ例によれば、ジュネーブの大学は、ジュネーブ市の長によりみずから設立されることになる。ラントや都市以外のいかなる権威にもよることなく成立するのである。すなわち、ジュネーブでは、神政政治によってそこを支配したカルヴァン(Jean Calvin, 1509.7.10-1564.5.27)による設立時がそのまま大学の設立時期となる。皇帝や国王、教皇の許可によらない点では、ジュネーブ大学は、大学の新しい形態の先駆となったのである。また、大学を経済的に支えたのも、市民であった。

宗教改革者のカルヴァンが1559年に創設したアカデミー(Académie de Genève)が大学の原型とされる。1536年に、「キリスト教綱要」を著したカルヴァンは、1541年から、ジュネーブで厳格な神政政治を行い、市民の生活を統制した。ルター(Martin Luther, 1483.11.10-1546.2.18)よりも、20年ほど生没年とも遅い(1517年に、95条の論題)。ルターは、ヴィッテンベルク大学の教授であったから、みずから大学を設立する必要はなかったのである。1502年設

²⁴⁾ それだけ、大学の設立と皇帝や教皇の特許状は不可分と考えられていたのである。 マールブルク大学とケーニヒスベルク大学の特許状の付与については、ライプチッ ヒ大学に関する別稿による。

立のヴィッテンベルク大学は、ドイツ国民主義の立場からルターを擁護し、ルターみずからによって、1517年に大学でも宗教改革が行われた。

(2) カルヴァンの学校は、実質的には、プロテスタントの神学校であった (Séminaire théologique et humaniste protestant)。ジュネーブの牧師の養成を目的とした。カルヴァン自身と Théodore de Bèze が、神学を担当した。神学に不可欠と考えられた修辞学、雄弁学、ヘブライ語や古典ギリシア語なども教えられた。すなわち、神学校でも、学芸学部に属する科目も教えられたのである。また、牧師の養成のみならず、実際には、ジュネーブ共和国の官吏の養成をも担当した。そこで、1565年には、法学の教育をも開始した。つまり、神学の周辺に、かなり広範な科目が配置されていたのである。世俗化前の初期の聖堂付属学校を彷彿させる。こうした大学の形成は、カトリックの初期の大学の場合と類似している。教養や基礎課程が必要なことは宗旨を問わないから、同様なプロセスをたどっているのである。

それでも、1700年代まで、なお神学が教育の中心をなしていたが、啓蒙の時代に、数学や物理学などの自然哲学の諸分野も導入された。フランス革命後のフランス支配の時代に(1798年から1813年のヘルヴェティア共和国の時代)、大学としての形式が整えられた。とりわけ学位の制度が導入され、学問分野も学部の形式に分けられた。1814年の復古後も、こうした新しい形式は継続した。1873年に、宗教関係の組織を分離し、完全に世俗化した。さらに、1876年に、医学部を創設して、「大学」の名前を取得した。そこで、1900年前後には、ドイツやフランスの法学者のプロモーションの中でも、その名がみられるようになったのである。2009年に、450年祭を祝った。現在では、9学部、1万7000人の学生を擁する。

4 チューリヒ大学

(1) ジュネーブ大学がカルヴァンによって基礎づけられたのに対し、チューリヒ大学 (Universität Zürich)は、同じく宗教改革者のツヴィングリ (Huldreich od.Ulrich Zwingli, 1484-1531) による1525年の神学校によって基礎づけられ

る²⁵⁾。ツヴィングリは、スイスで最初の宗教改革者であるが、カトリック諸州との内戦で比較的早くに死亡したことから、長くチューリヒで神政政治を指導するにはいたらなかった。教義において、ルターとも対立した(両者の妥協を目指した1529年のマールブルク会議も決裂)。チューリヒ改革派教会は、1549年に、カルヴァン派と合流して、スイス改革派教会の一部となった。ツヴィングリの影響力は、カルヴァンに比較するとスイス国内では小さいことから(改革派教会のドイツ語地域への仲介。スイス国内に限られないことから、ドイツ、北欧などへの影響は大きい)、大学への影響もそう大きなものではない。そこで、チューリヒ大学は、ベルン大学と同様に、実質的には、19世紀の大学といってもよい。

(2) 1832年に、チューリヒ・カントン(州)は、チューリヒに新しい大学を設立することを決定した。その基礎となったのは、1525年に設立された神学、法学、医学の高等学院(Collegium Carolinum)であった。この学校は、宗教改革者のツヴィングリによって設立された神学校を基礎とする。哲学部は、完全に新設された。大学の新設は、スイスでは、バーゼル大学以来、400年ぶりであった。形式的には、1876年のジュネーブ大学にも先立っている。1835年に、161人の学生が入学した。教授数は、26人であった。

19世紀のスイスは、女子教育に比較的寛容であった。1840年に、最初の女子学生が聴講生として、哲学部に入学した。ドイツ語圏では、最初の女子の高等教育であった。バーゼル大学よりも早い。1867年に、Nadeschda Suslowa (1843-1918) が医学部で最初の学位をえた。Marie Heim-Vögtlin (1845-1916) は、医学部を卒業し、1874年に、学位をえて、1889年に、スイスで最初の女子

²⁵⁾ Rüegg, II, S.83 の一覧からは除外されている。これは、設立時を1832年とする説によるものであろう。ほかに、ドイツ南部とスイスにも影響を与えた宗教改革者としては、T.Müntzer (ca.1489-1525.5.27) がおり、1524年に、農民戦争 (Bauernaufstände)をおこした。法制史では、1525年に諸侯のシュワーベン同盟に対して出した12か条の要求 (Zwölf Artikel, Memmingen) が著名である。スイスも反乱地域に含まれる。ルターが当初支持した農民を批判し、弾圧する諸侯を支持したことから、この地方でカトリックが復権した。ミュンツアーは戦争中に亡くなったので、プロテスタントへの影響は少ない。

病院を設立した。法学部でも、エミリー・ケンピン・シュピリが、比較的早くに学位を得ている²⁶⁾。

やや遅れて、Hedwig Frey (1877.10.21-1938.12.24) は、チューリヒで生まれ、教育課程の勉学後、チューリヒで解剖学と人類学を学び、1912年に、学位、1918年に、ハビリタチオンを取得した(Beitrag zum Umbildungsprozeß des Brustkorbs)。チューリヒ大学は、彼女をスイスで初めての女性の解剖学教授に任じた $^{27)}$ 。

1859年に、哲学部は、二分されて、哲学、語学、歴史部と、数学・自然科学部となった。19世紀における自然哲学の拡大を反映したものである。1883年に、学生数は、463人となり、教授数は、37人となった。1901年に、新たに獣医学部が設立された。ベルン大学の獣医学部とともに、世界最古の獣医学部とされる。1908年に、チューリヒ州と連邦の間で、チューリヒ大学とチューリヒ工科大学の関係を整理した。これによって、研究所や付属施設の統合が自由となった(チューリヒ工科大学については、後述(3)参照)。同年、チューリヒ市とカントンは、人民投票によって、大学の(ラント法上の)改編を決定した。バーゼル大学と同様に、スイスでは、市と周辺部のラント地域には、しばしば緊張関係がある。これに宗教が関係すると、連邦を巻き込んだ複雑な問題が生じる((3)参照)。

現在では、7学部、2万5000人以上の学生を擁する。スイスの12大学では最大

²⁶⁾ エミリー・ケンピン・シュピリについては、【体系と変動】437 頁参照。Vgl. Deutscher Juristinnenbund (hrsg.), Juristinnen -Lexikon zu Leben und Werk, 2005, S.273. また、スイスの女性法律家の現在について紹介するものとして、Women Lawyers Switzerland (hrsg.), Juristinnen in der Schweitz: anders!, 2014. 助手や学術研究員などの研究職については、S.25ff. 弁護士について、S.37ff. 裁判官については、S.87ff. 博士の取得者については、S.135ff. 過去のスイスの著名法律家については、M.Huber/ E.His/ Schultheß, Schweier Juristen, Der letzten Hundert Jahre, 1945. 対象は、Bellot, Keller, Bluntschli, Segesser, Planta, Heusler, Rivier, Huberなどの男性法律家だけである。やや包括的な女性事典としては、前注18) のLexikon der 1000 Frauen, 2000がある。

²⁷⁾ Ib., 1000 Frauen, S.112.

規模である。学部は、神学部、法学部、医学部のほか、経済学部、獣医学部、 哲学部、数学・自然科学部である。

(3) チューリヒ大学に隣接するチューリヒ工科大学 (ETH Zürich, Eidgenössische Technische Hochschule Zürich) は、アインシュタインが卒業したことで著名である。こちらは、スイス連邦の工科大学であり、20人以上のノーベル賞受賞者を出している²⁸⁾。

ETH は、1854年に、スイス連邦共和国により設立された国立の単科大学である。州立のチューリヒ大学とは別個の大学であり、その設立にあたっては、伝統的な州立の形式も主張された。カントンの大学のほかに、国立(連邦)の大学を認めるべきかどうかについては、地域的・宗教的な議論が関連した。そこで、設立される学部は、技術的な分野に限定された。カトリックの地方的なカントンが、プロテスタントの都市カントンによる知的独占を望まなかったからである(多くの場合に、固有の大学をもたない地方の区域を連邦が代表することになる)。こうした都市と地方のラント区域の対立は、スイスに特有の問題である。日本では、都市部の大学が、地方の過疎対策に乗る形で、地方に学部を置くことがあるが(都市が地方を支える)、それと対照的な形態ともいえる(連邦が地方を代表する)。

1909年に、大学の形式が整えられ、1924年に、12学科、その後16学科となった。学生数は、1万7000人を超えている。スイスの他の大学が伝統的な州立大学であるのに対し、2 つある連邦の工科大学は、設立形態としては、フランスの École polytechniqueに近い。

フランス語圏のローザンヌには、スイス連邦のローザンヌ工科大学がある (École polytechnique fédérale de Lausanne, EPFL)。こちらは、1853年に、

²⁸⁾ チューリヒ工科大学とローザンヌ工科大学については、ETH Zürich (https://ethz.ch/de.html), EPFL (https://www.epfl.ch/en/). ETHについて、Rüegg, IV, S.94, 221, 299. EPFLについて、S.221. こうした工科大学は、19世紀から他国にもあり、それぞれの国で先導的な地位を占めている。コペンハーゲン、ストックホルム、ベルリン、ミュンヘン、ウィーン、ロンドンなどである。Conrad, Das Universitätsstudium in Deutschland während der letzten 50 Jahre, 1884, S.154ff.

私立大学として設立されたが(École spéciale de Lausanne)、1869年に公立となり(Académie de Lausanne)、さらに連邦の下に入った。1946年に、大学の名称が付加された(EPUL, École polytechnique de l'Université de Lausanne)。チューリヒ工科大学は、1911年に現在の名称となったが(ETH)、ローザンヌ工科大学は、1969年に、現在の名称となった(EPFL)。学生数1万1000人の規模である。フランス語圏にも、ドイツ語圏と同様の連邦の大学を作るためであった。宗教、都市と地方(リベラルと保守)のほか、言語圏の相違も、スイスでは、重要な妥協要因である。

- (4) ローザンヌには、ローザンヌ大学(Université de Lausanne)もあり、こちらは州立である。その起源も、1537年の神学校である(Schola Lausannensis)。1538年に、ベルンが、ローザンヌの属するVaud(Waadt)の地域を、サボイア公国から征服したときから存在した。出自はイタリアということになる。この神学校は、1559年に、前記のジュネーブのアカデミー(ジュネーブ大学の基礎)が設立されるまで、フランス語で教える唯一のプロテスタントの神学校であった。そして、地域の人文主義の教育の中心となった。この前身校の設立時期からすると、スイスでは2番目に古い大学ということになる。17世紀には、ローザンヌのアカデミーとなった(Académie de Lausanne)。その後、学部を増加させ、1890年に、アカデミーは、大学となった。現在までに、7学部となり、学生数は、1万5000人となっている。
- (5) (a) チューリヒ大学の関係者としては、上述のホンセルのほか、エッガーにふれる。エッガー(August Egger, 1875.6.27-1954.12.16)は、1875年に、チューリヒで生まれた。ミュンヘン、ライプチッヒ、ベルン、ベルリンの各大学で法律学を学び、1902年に、ベルリン大学でハビリタチオンを取得した。1904年に、チューリヒ大学教授、1907年から32年まで、チューリヒの破棄裁判所の裁判官、1912/14年に、チューリヒ大学の学長をした。専門は、民法、商法である。70歳の祝賀論文集がある。Der Schutz der Familie, Festschrift, 1945. (Vgl. DBE 3 (1996), 27.)。1954年に、チューリヒで亡くなった。

Vermögenshaftung und Hypothek nach fränkischem Recht, 1903. Kommentar zum schweizerischen Zivilgesetzbuch, 1908, 2, A. 1929. (b) もう1 人のエッガー (Franz von Egger, 1765.6.14-1851.11.2) は、オーストリア人である。1765年に、上オーストリアの Orth (Traunsee) で生まれた。パッサウ、ウィーン、グラーツの各大学で神学と法律学を学び、1789年に、グラーツの Lyzeum の教授、1796/97 年に、学長、1803年に、ウィーン大学教授。1808年に、宮廷委員会のレフェレンダー (Hofkommission)、1829年に、引退した。貴族の称号をえた。1851年に、グラーツで亡くなった (Vgl. DBE 3 (1996), 27)。

Das natürliche öffentliche Recht nach den Lehrsätzen des seligen Freyherrn Carl Anton von Martini, Bd. 1f. 1809f.

Das natürliche Privat-Recht nach dem Lehrbuche Kurze Erklärung des Franz von Zeiller, 1815.

Österreichisches Gesetzbuch über Verbrechen und schwere Polizey-Uebertretungen 1816.

5 ベルン大学

(1) ベルン大学(Universität Bern)は、1834年に設立された比較的新しい大学である。前身としては、1500年代に設立された高等学院とアカデミーがある。特定の宗教改革者と結びつけられてはいないが、宗教改革に伴って、牧師の養成のため設立された学校であった。このように、スイスの大学の多くは、神学校を基礎とする点で特徴的である。市民国家のスイスでは、他国ほど法律の専門家の需要は大きくなかったからである。そこで、当初は神学部のみであったが、1805年に、ベルンの州政府は、従来の学校を、4学部のアカデミーに改編し、牧師のほかに、法律家と医師の養成も行うことにしたのである。さらに、スイスの州間の保守派とリベラル派の内戦で、1831年に、ベルンの州政府をリベラル派が占めたことから²⁹⁾、その支持によって、1834年に、アカデミーは大

²⁹⁾ スイスでは、カントン間の争いがしばしば起こり、最大のものでは、1847年の分離同盟戦争がある(Sonderbundskrieg)。独法102号71頁参照。おもに、自由主義と保守主義、プロテスタントとカトリックの対立であり、さらにスイス特有の言語問題も関係して、対立には種々の組み合わせがある。

スイスの大学



Kinder und Higemann, dtv-Atlas zur Weltgeschichte, Bd.2, 1966, S.50, 54.

学に改編された。学生は、160名ほどであった。この時期から公務員の養成も目的とされた。1880年代に、500人、1900年に1000人となり、スイスでは最大の大学となった。

学生には、ドイツやロシアからの外国人が多く、半分にもなった。とくにロシアからの女子学生が多く集まり、スイスの大学は、大学での女性の勉学の突破口となった。現在では、教授数 550人、8 学部、2万人弱の学生を擁している。

(2) ベルン大学の関係では、前記のE.フーバーがいるが、スイス民法典の起草者として著名であることから、本稿では立ち入らない。

6 付・エルフルト大学

(1) エルフルト大学 (Alma mater Erfordensis od. Hierana) は、ドイツ・

チューリンゲンの大学である(神聖ローマ帝国の境界区分Reichskreisでは、ライプチッヒと同じ上ザクセンにある)。1379年に設立され、ドイツではハイデルベルク大学(1385年)と並んで古い大学である。設立の経緯はやや複雑であり、国際問題と宗教問題が関係している。

1379年に、エルフルト市は、ローマ教皇「クレメンス7世」の特許状を取得した。そのイニシアティブをとったのは、エルフルトの市民を代表する参事会であった。しかし、この「教皇」は、教皇ウルバヌス6世(1309年から1377年のアヴィニョン捕囚の終了後の最初の教皇)の即位に反対するフランス人枢機卿により選出されたアヴィニョンの対立教皇(Gegenpapst in Avignon)であった(1378年から1417年は、教会大分裂・シスマである。一般にいわれるクレメンス7世は、同人とは別人で、1523年から1534年在位の、メディチ家出身の著名な教皇である。本名はジュリオ・デ・メディチGiulio de' Medici)。

ルクセンブルク家の皇帝カール4世やドイツの諸侯は、ウルバヌス6世を支持し(皇帝への対抗上、ハプスブルク家はアヴィニヨン支持)、エルフルトのラント首長であったマインツ大司教アドルフ(Adolf von Mainz)も、ウルバヌス6世を支持していたことから、開学されないままとなった。ここには、市民と大司教の主導権争いも反映されている。同じ時期、大学設立を試みていたケルン市参事会は、ウルバヌス6世の特許状によりケルン大学を設立した(Universitas Studii Coloniensis)。そこで、エルフルトでも、二度目の許可状をえることにしたのである。大学の開学に、教会上の対立(アヴィニヨンとローマ)と、その基礎にある国際的対立(フランスとその他諸国)に、さらには市民とラント首長の主導権争いという複雑な関係が反映されている。

そこで、10年後の1389年に改めて(正統の)教皇ウルバヌス6世の確認をうけ、1392年に開学した³⁰⁾。いずれの許可状を正当とみるかによって、エルフルト大学は、1385年のハイデルベルク大学よりも古くなり、ドイツ最古の大学となる可能性もある。実際に、開学されたのは、1392年であり、通常は、ハイデルベルク、ケルンに次いで3番目とされている。開学後は、順調で、すぐに中

³⁰⁾ Rüegg, II, S.82.

世の大学の専門3 学部を備えた。教養の7 学芸 (artes liberales) も講じられた。専門学部の卒業生は、ドイツ全土で活動し、法学部は、北のボローニア (Bologna des Nordens) ともいわれ、法鑑定にも用いられたのである。また、大学は、当時の大学設立のモデルとなり、その定款は、15世紀の他の大学でも用いられた。1419年のロシュトック、1460年のバーゼル、1473年のトリアー、1477年のマインツなど諸大学の設立時である。

(2) 1391/95 年 (5 年ごとの平均数) には、ハイデルベルク、ケルン、エルフルト各大学の学生数は、158 人、123 人、292 人であった。1451/55 年には、233 人、352 人、723 人である(ライプチッヒ618 人、ロシュトック438 人)。しばしばドイツで最大の学生数を数えた。その後も、1516/20 年までは、おおむね541 人である。しかし、大学の盛時はこの時までである。1521/25 年には、95人と激減した(1517年から宗教改革の開始)。宗教改革の時代となり、ドイツ全体でも、かつて3850人であった総学生数は、宗教改革後1994人に減少した。カトリックの大学が魅力を失い、しだいにプロテスタントの神学校もできたからである。

エルフルト大学は、1566年に、ルター派の講座を設け、1631年には、完全なルター派の大学となった。古くは、ルター自身が(青年時代に)その卒業生である(1501-1505)。しかし、ウェストファリア条約の1648年に、カトリックに復帰し、ルター派の神学の講座は、大学外に置かれた。1664年にマインツ選帝侯はフランス軍の援助をうけて、勢力を回復した。学生数は、その後も、100人から200人規模であり、近在の大学数も増加したことから、1770年以降は、100人以下となった³¹⁾。

こうして、エルフルト大学は、15世紀には、ドイツの大学の総学生数のうち、20%をも占めたのに反し、17世紀から18世紀には、1.5%から3%に激減した。

³¹⁾ Ib. ドイツの大学の学生数の変遷については、プラール・大学制度の社会史(2015年、山本尤訳)資料(9)の表3参照。中央ドイツの大学の人気は、エルフルト大学からヴィッテンベルク大学、ついでライプチッヒ大学へと変遷している。19世紀の各大学の入学者数の詳細は、Conrad, a.a.O. (前注28)), Tabelle I (Gesamtsumme der Immatrikulierten inkl. Pharmazeuten in Deutschland).

他の小規模大学(Altdorf, Duisburg, Fulda, Herborn)と同様に衰退した。全部で22大学が、ナポレオン戦争の時期、(1800年前後)廃止された。エルフルト大学も、ウィーン会議後、エルフルトを取得したプロイセンによって、1816年に閉鎖された(Universitas Studii Erfordiensis)。この時には、学生は、20人しかいなかった³²⁾。

(3) 現在のエルフルト大学は、1993年に、ドイツ再統一後に、新設された33°。新設された大学は、学生数6000人の規模となっている。ドイツの法学部は、大学固有の卒業試験をしないのが通常であるが、1990年代に導入された専門大学の卒業資格と同様に、固有の卒業資格を制度として有している。この方式は、ヨーロッパの大学の形式を統一するボローニア方式にも合致することから、国家試験をうける必要のない留学生などに便利であり、一部の大学に導入されている。

Ⅲ 改革派2-オランダの大学

1 ライデン大学

(1) 現在、オランダには、15の大学があるが、オランダには、15世紀にまで 遡る大学がないのが特徴である。スペイン・ハプスブルク家の属領であった歴 史によるものである(1482年までブルゴーニュ公領、のちハプスブルク家領)。1568年から独立戦争が勃発したが、最終的に独立が承認されたのは、1648年の ウェストファリア条約である。ライデン大学が比較的古く、1575年の設立であ

³²⁾ 同。宗教の意義の後退した時代といっても、プロテスタント地域のチューリンゲンに、カトリックの大学がその当時に存続することには無理があったし、ルター派を国是とするプロイセンがカトリックのまま大学を再建するつもりがないことも明らかであった。

³³⁾ 東ドイツ地域の大学再建については、【大学】17頁。なお、国家試験に代わる、現代の大学卒業資格(Diplom)については、20世紀後半の専門大学を待たなければならない。【大学】220頁。

る。オランダでは最古であり、改革派の大学である 34 (後述(2))。

他方、スペイン・ハプスブルク家のベルギーの領域(南ネーデルラント)には、ルーバン大学(Universität Löwen, Universités à Louvain, 1425-1797)があった。こちらは、1425年に、ルーバン市が、教皇マルチヌス5世(1414年から18年のコンスタンツ公会議で、3人の対立教皇を廃して新たに立てられた教皇。位1417-1431)から特許状を取得した。それまでは、ネーデルラントの市民は、近隣のケルン大学(1388年)で学ぶしかなかったのである。ルーバン大学は、神学部以外は1788年から1790年の間はブリュッセルに移転し、1797年に廃止された。フランス革命の余波で、多くの大学が閉鎖された。

その後、ルーバンには、1817年に、オランダにより新たに大学が設立されたが、ベルギーの独立後に廃止。廃止された大学と、1834年に司教のMechelnの設立した大学を基礎に、1835年に、現在の大学が設立された。当初は、フランス語のみを用いたが、1911年以降、オランダ語も用いるようになった。言語ごとに大学を分割するのは、1960年代になる。現在の学生数は、3万7000人に近い(分割後のルーバン・オランダ語大学Katholieke Universiteit Leuven, KU Leuven)。分割後のルーバン・フランス語大学 (Université catholique de Louvain)も3万人規模である。また、ゲント大学は、1817年の設立である。

ベルギー地域は、ナポレオン戦争後、ウィーン会議によって、オランダとともにネーデルランド連合の一部となり、オランダから独立したのは、1830年のフランスの7月革命時である。ブリュッセル大学は、独立後、1834年に設立された。学生数は、分割後のブリュッセル・フランス語大学(Université libre

³⁴⁾ Rüegg, II, S.84. オランダの大学の設立時の特徴について、ib., S.130f. (Niederländlische Universitäten) 同じ改革派でも、オランダは、スイスとは異なり、みずからが宗教改革を開始したわけではない。スイスは創始者であるが、オランダはその継承者であり、実現したのもやや遅れる。また、ラント領主として、強力なスペイン・ハプスブルク家があり、裕福なネーデルランドには強い執着があったことから、その抵抗をはねつける必要があったのである。これに対し、スイスは、すでに14世紀から事実上独立していた(最初の同盟は、1291年、Eidgenossenschaft)。同盟は、最初の3州から拡大し、1499年には、実質的に独立し(シュワーベン戦争)、形式的には、1648年のウェストファリア条約で正式に独立した。

de Bruxelles)で3万人、ブリュッセル・オランダ語大学(Vrije Universiteit Brussel)で2万人弱である。

ベルギーでは、フランス語とオランダ語(フラマン語)の言語対立のために、ルーバン・カトリック大学(1968年)とブリュッセル大学(1969年)は、それぞれ2大学に分割され、別の大学となっている。大学の分割は、人員だけではなく、図書や建物にも及んだ。前述のバーゼル大学の分割と同様に、教育と研究に大きな影響を与えた。言語による分割の例は、古くは、プラハのドイツ大学とチェコ大学の分裂にもみられる。科学に国境はないが、科学者には国境があるといったパスツール(Louis Pasteur, 1822-1895)のひそみに倣うと、学問に国境はないが、学習には国境があるということである。宗教はオランダとベルギーの国境を作り、言語は、大学の分割をもたらしたのである。グローバル化の時代でも、言語の違いを克服するのは、むずかしいことを示している。ラテン語を用いた中世の大学との相違である。

(2) ライデン大学(Universiteit Leiden)は、独立戦争の指導者ウィレム1世によって1575年に設立された。大学は、市民の教育に必要なだけではなく、プロテスタントの牧師や官吏の養成にも必要であった。もっとも、大学特許状には、ウィレム1世の対立者であるスペインのフェリペ2世が、ホラント伯(Graf von Holland)として署名している。形式上、まだ、オランダの主権者であったからである(1568-1648、独立戦争)。その後、ライデン大学は、オランダの海上覇権時代に、自由な学問的風土を基礎に、世界的な名声を獲得した。17世紀には、ヨーロッパ中から学生を集めた。関係する著名人も多い。デカルト、グロチウス、スピノザなどである。ノーベル賞受賞者も16人になる。7学部、学生数3万人弱を擁する。おもな建物は、ライデンのほか、ハーグにある。7学部は、考古学部、ガバナンス学部、人文学部、法学部、医学部、科学部、社会学部である。スイスの大学の学部が比較的伝統的な区分を残しているのとは異なり、かなり斬新である。

オランダは、鎖国時代に日本と公式な国交を維持した唯一のヨーロッパの国であったことから、日本との関係があり、シーボルト (Philipp Franz Balthasar von Siebold、1796-1866) の日本での収集品が保存され、また早くに

日本語の学科が設けられた(1855年)。もっとも、シーボルト自身は、ヴュルツブルクの医師の家系であり、ヴュルツブルク大学で学んだ。滞日したのは、1823年から28年、1859年から62年の2回である。

2 ユトレヒト大学

(1) ユトレヒト大学 (Universität Utrecht) は、1634年の設立である。1632年の高等学院を基礎としており、改革派の大学である³⁵⁾。その前の1614年に、フローニンゲン (Groningen) にも大学が設立された。設立は、市参事会によるものである。小規模であったが、中世の標準である 4学部の大学であった。また、ユトレヒト大学も、4学部の大学であったが、教授は、7人にすぎず、当初の学生も、20から30人にすぎなかった。

学生の中で著名なのは、Anna Maria van Schurman(1607-1678)である。彼女は、詩人、画家、学者であり、高等教育をうけた最初の女性となった。もっとも、基礎教育は、兄弟に混じって父親からうけた。卓越したラテン語の能力から、1634年に、大学の開校儀式のために、詩を書くことを依頼された。そのおりに、大学で学ぶことを希望し、Gisbert Voetius(1589.3.3-1676.11.1)の授業に出ることを許可され、1636年に、大学で最初の女性の学生となったのである。14世紀のイタリアの例にあるように(Novella d'Andrea, ca.1312-1333)、カーテンで遮られたところから聴講したといわれる。大学では、ヘブライ語、アラビア語、カルデア語、シリア語、エチオピア語なども学んだ36)。

- 35) Rüegg, II, S.85. オランダとスイスは、ともに商工業者の優位な国であり、改革派の思想は、彼らにとって受け入れやすく、ウェーバーに倣えば、資本主義の精神に合致していた。しかし、ジュネーブのカルヴァンは、厳格に市民生活を統制し、手放しの資本主義を礼賛していたわけではない。まして、近時の新自由主義のように、タックス・ヘイブンの利用や、国家を否定するような節税方法を肯定したわけでもない。「カエサルのものはカエサルに」である(新約マタイ22章21節、マルコ12章17節、ルカ20章25節、ローマ13章7節)。前注23)参照。
- 36) 1000 Frauen (前注18)), S.331. 独法113号170頁。本文の Gisbert Voetiusは、説教師で、神学教授である。ユトレヒト大学の創設者の1人となり、プロテスタントで最初の宣教学者となった (Missionstheologie)。宣教学は、異文化との接触に関する学

ユトレヒト大学は、ライデン大学と同様に、17世紀には、オランダの繁栄に 貢献した。当時のオランダ(ベルギーを含む)には、ライデン、フローニンゲ ンとユトレヒトのほか、ベルギー部分に、ルーバンとゲント(Ghent,オランダ のウィレム1世により1817年に設立)の合計 5大学があった。

(2) ユトレヒト大学は、刑法研究で著名である。今日では、7学部、学生数 2万70000 人弱である。学部構成は、比較的伝統的な構成に近く、神学・哲学を含む人文科学部、法学部(経済を含む)、社会学部、医学部、獣医学部、自 然科学部、地球科学部である。ノーベル賞受賞者は、12人である。

オランダの大学は、ナチスの時代に、亡命法学者をかなり受入れた。たとえば、法学者のジンツハイマーである(Hugo Sinzheimer, 1875.4.12-1945.9.16, アムステルダム大学教授、のちにライデン大学)³⁷⁾。しかし、オランダは、1940年に占領され、多くの大学が閉鎖の憂き目にあっている。

IV ルター派―北欧の大学

1 デンマークの大学

(1) ルター派の大学は、北ドイツに多数存在するが、本稿では、とくに北欧の大学を取り上げ、ドイツとの違いについて検討する。宗旨は、ルター派で北ドイツと共通している。

大学の設立は、宗教に規定されることが多かったが、北欧では、政治状況による制約も大きい。当初大国であったデンマークの大学設立は、スウェーデンにも影響を与えた。スカンジナヴィア半島南部のスカニア地方に設立された大学は、やがてその領域とともにスウェーデンに帰した。ついで、17世紀にバルト帝国として大国となったスウェーデンは、のちのフィンランドやエストニアの大学設立に先鞭をつけた。しかし、18世紀初めに、ロシア(ピョートル1世)

間であり、オランダの東インド会社の宣教に影響を与えた。ユトレヒト大学では、 セム語と神学の教授であった。

37) ジンツハイマーについては、【歴史】449頁。

との間の大北方戦争に敗れ、エストニアなどを失った(カール12世)。また、ナポレオン戦争中の1809年に、ロシアとの戦争で、フィンランドを失った(これらは、1917年に独立。エストニアは、1944年にソ連に再併合、ソ連崩壊の1991年に独立)。こうした変遷は、イタリアやフランスの大学をモデルとする比較的平穏なステレオタイプの大学の歴史とは、必ずしもそぐわない。

北欧では、デンマークのコペンハーゲン大学が1475年の設立である。スウェーデンでは、ウプサラ大学(Uppsala)は、1477年の設立である。これらの設立時期は、バルト海周辺の大学設立の波で共通しており、ドイツでは、1419年のロシュトック、1456年のグライフスヴァルトなどと近接している。1544年のケーニヒスベルク大学は、やや遅れる³⁸⁾。北欧は人口が少ないことから、大学の数も限定されている。その反面、形式的には、中世の 4学部を備えた完全大学の形式をとろうとする傾向がある。今日でも、ヨーロッパ中央部の諸国に比して、学部の数を限定的にして、できるだけ統合しようとする点に特徴がみられる。

(2) コペンハーゲン大学 (Universität Kopenhagen, Universitas Hafniensis) は、1475年に設立されたデンマーク最初の大学であった。デンマークのクリスチャン 1 世が、ローマ教皇シクストゥス 4 世(1414-1484,位 1471-1484,システィーナ礼拝堂の建設)から特許状をうけたのである 39 。大学は、最初から中世の 4学部制で発足し、同国王による大学自治の特権を享受した。宗教改革の時代に中断したが、1537年に大学の宗教改革を行い、クリスチャン 3 世によって再建された。再建を行ったのは、 ν ターの知己であるヴィッテンベルクの神学者 Johannes Bugenhagen(1485-1558)であった。彼は、デンマークだけで

³⁸⁾ ロシュトック、グライフスヴァルト大学については、【歴史】ix, x。ケーニヒスベルク大学については、ライプチッヒ大学に関する別稿による。

³⁹⁾ Rüegg, II, S.82. スカンジナビアの大学の設立時の特徴について、ib. S.132f. 以下 (3)ランドーについては、Oliver Remien, Ole Lando(1922-2019) – Nachruf und kurzer Bericht vom ersten Ole Lando Memorial Symposium in Kopenhagen. JZ 2020, S.82; My life as a lawyer, Zeitschrift für Europäisches Privatrecht (ZEuP). 2020, S. 508 ff. ほかにも、Storme, In memory of Ole Lando, ERPL 27 (2019), 453f; Beale. In Memoriam Ole Lando, ERPL 27 (2019), 689ff.

はなく、ポンメルン公国にも宗教改革をもちこみ、北ドイツとスカンジナヴィアのルター派教会を組織したのである。大学の定款も更新された(1539年)。

1675年から1788年の間に、大学は学位試験を導入した。最初が神学であり (1675年)で、つぎが法学(1736年)であり、1788年までに、全学部で試験が 必要とされた。この時代の試験には、学問的な意義だけではなく、受位者の宗 教的信条の確認が含まれており、神学部と法学部は、牧師と官吏を養成してい たことから、とくに厳格だったのである。

コペンハーゲン大学は、今日では、6学部、学生数 4万人弱、教職員数 1万人弱の大規模大学である。健康医学部、人文科学部、法学部、科学部、社会科学部、神学部で、比較的伝統的区分を残している。20世紀初頭まで、デンマークでは唯一の大学であった。

(3) コペンハーゲン大学の著名人として、ランドー (Ole Lando, 1922.9.2-2019.4.5) がいる。ヨーロッパ契約法原則の代表として知られる (Principles of European Contract Law, ed.by The Commission on European Contract Law)。彼は、1922年に、コペンハーゲンで生まれた。父(Zelman)は、ワルシャ ワのユダヤ系の裕福な工業家の家系であった。家族は、第一次世界大戦時に、 ドイツ(フランクフルト・マイン)から、スウェーデン、デンマークに逃れた。 Oleは、1940年からコペンハーゲン大学で法律学を学んだが(師はAlf Ross)、 1943年に、ドイツの占領後、スウェーデンに逃れた。1944年にデンマークの軍 役につき除隊後、学業を終え、1947年にデンマーク司法省に勤務した。1952年 から、コペンハーゲン商科大学(Copenhagen Business School, CBS)で、国 際私法を学んだ。1954年に、区裁判官。1955年から、アメリカの奨学金をうけ てミシガン大学で学ぶ(Claus-Dieter EhlermannやUlrich Drobnigと知り合う)。 1963年に学位をえて、コペンハーゲン商科大学教授。1973年に、デンマークの ヨーロッパ法統一委員会の長、1970年代には、UNCTADの国際取引法部会で も働いた。1976年からは、ヨーロッパ契約法委員会(CECL、ランドー委員会) で活動した(1970年代には、ヨーロッパの統一商法典をも推進した。Unfair Contract Clauses and a European Uniform Commercial Code)。1979年には、 国際商取引のためのUNIDROITグループで、ヨーロッパ契約法原則(PECL)

を基礎づけた。CISG、UNIDROITなど、国際的売買や契約法に大きな影響を与えた。1999年には、CECLの後継である、ヨーロッパ民法の研究グループにも属した。地域的な研究としては、北欧契約法の研究もある(Restatement of Nordic Contract Law, 2016)。90歳のときの講演「ヨーロッパおよび世界的視野からのドイツ法と北欧法」(Deutsches Recht und das Recht der nordischen Länder in europäischer und globaler Perspektiv)では、ドイツ法の価値を高く評価している。2019年に亡くなった。96歳の高齢であった。

CBSでは、2019年10月25に、Landoに対する記念シンポジウム(Ole Lando Memorial Symposium)を開催した。このシンポジウムは、第1回と位置づけられ、将来的に継続される予定である。

- (4)(a) また、CECLとの関係で、ドイツ人の Christian von Bar (1952.5.5-) にふれる。彼は、1952年に、ハノーバーで生まれ、1970年から、フライブルク (ブライスガウ)、キール、ゲッチンゲンの各大学で法律学を学んだ。1974年に、 第一次国家試験に合格、1970年に、ゲッチンゲン大学のDeutschの下で学位 (Territorialität des Warenzeichens und Erschöpfung des Verbreitungsrechts im gemeisamen Markt, 1977)、1977年に、第二次国家試験に合格。1979年に、 ゲッチンゲンのDeutschの下でハビリタチオンを取得 (Verkehrspflichten -Richterliche Gefahrsteuerungsgebote im deutschen Deliktsrecht, 1981)。同年、 ケンブリッジ大学でLL.M. 1981年に、オスナブリュック大学教授。1987年に、 同大学に比較法研究所を設立。2003年に、ヨーロッパ法研究所(European Legal Studies Institute, ELSI) も設立した。1988/89年に、学部長。1988年に、 ニーダーザクセン司法省の試験委員会の長。来日したこともある。2010年に、 EU委員会の副委員長の顧問、ニーダーザクセンの試験委員会の副委員長。ヨー ロッパ法研究所(ELI)の原始会員であり、ヨーロッパ法の統合のための研究 活動を行っている。1999年からは、Landoと同じヨーロッパ民法の研究グルー プ (Study Group on a European Civil Code) の長ともなっている (2010年ま で)。 Vgl. Köbler/ Peters, Who's who im deutschen Recht, 2003, S.26f.
- (b) さらに、前述 (3)で登場したUlrich Drobnig (1928.11.25-) は、1928年 に、Lüneburgで生まれ、1948年からチュービンゲン大学で法律学を学び、

1952年に、第一次国家試験、1954年から、ニューヨーク大学のロースクールで学んだ(M. C. J.)。1959年に、ハンブルク大学のZweigertの下で学位(Haftungsdurchgriff bei Kapitalgesellschaften, 1959)。 第二次国家試験に合格後、ハンブルクのマックス・プランク研究所の参与員、1967年に、研究員。1979年には、所長となった。1996年に、定年となった。専門は、国際私法、比較法である。70歳の記念論文集Festschrift, (hrsg. v. Jürgen), 1998や80歳のときの記念シンポジウムの記録 Europäisches Kreditsicherungsrecht Symposium 12. Dezember 2008, (hrsg. v. Basedow /Remien /Wenckstern), 2010がある。Vgl. Köbler/ Peters. Who's who, a.a.O., S.136.

著作に、Sammlung der deutschen Entscheidungen zum interzonalen Privatrecht Bd. 1f. 1956ff., Die materielle Gültigkeit von Kaufverträgen Bd. 1, 1968, Die Bürgschaft im Recht der Mitgliedstaaten der Europäischen Gemeinschaft, 1971, American-German Private International Law, 2. A. 1972, Study on Security Interests, 1975, Dopffel /Drobnig /Siehr, Reform des deutschen internationalen Privatrechts, 1980, Arbeitskampf auf Schiffen fremder Flagge, 1989 (Puttfarkenと共著), Verschmelzung und Koordinierung von Verbänden, 1991 (Becker/Remienと共著), The Interaction of Contract Law and Tort and Property Law, (hrsg. v. Bar /Drobnig), 2004, Principles of European Law on Personal Security, 2007などがある。

なお、弁護士のDrobnigは、別人である。Isa Drobnig (ca.1930-2008.4.18) は、Klitzing (Lüben) で生まれ、法律学を学び、弁護士となった。最初 Hasche Albrecht Fischerに、その後 CMS Hasche Sigleに属した。海商法の専門家である。2008年に、ハンブルクで亡くなった。

(c) 同じく、前述(3)に登場したClaus-Dieter Ehlermann (1931.6.15-) は、1931年に、ニーダーザクセンのScheeßel (Rothenburg, Wümme. ここは、著名なRothenburg ob der Tauberとは異なる)で生まれた。彼は、マールブルクとハイデルベルクの両大学で法律学を学び、1953年に第一次国家試験、1955年に学位。その後、ハイデルベルク大学で助手。1955年に、ミシガン大学で学び、1959年には、第二次国家試験に合格。フランスのナンシー大学でも、哲学を学

んだ。カールスルーエの連邦憲法裁判所で、Hans Kutscher (1911-1993, 1955-1970に憲法裁判所裁判官、1970-1980にEU裁判所裁判官、1976年に長官)の助手となった。1961年から、ブリュッセルのEU委員会で働き、法律職の長となった。1973年には、競争法部門に移動。1977年には、その長となった。1983年に、ハンブルク大学のEU法教授。2001年に定年。1995年に、EU委員会を離れ、ヨーロッパ大学教授。同年、ジュネーブのWTOの控訴裁判所の裁判官、2001年には裁判長もした。2002年から弁護士。顕彰記事として、FAZ 2011.11.15がある。Vgl. Köbler/ Peters, Who's who, a.a.O..S.145.

(d) シュルツェ (Reiner Schulze.1948.10.6-) は、1948年に、ベルリンで 生まれた。ベルリン自由大学で法律学を学び、1973年に、第一次国家試験に合 格、1976年にフランクフルト(マイン)大学で学位(Die Polizeigesetzgebung zur Wirtschafts- und Arbeitsordnung der Mark Brandenburg. 1978)、1978年 に、第二次国家試験に合格、1983年に、Gerhard Dilcher の下で、ハビリタチ オンを取得した。1984年からコンスタンツやフランクフルト、トリアーの各大 学で講義をもち、1989年に、トリアー大学の正教授。1994年に、ミュンスター 大学教授。1996年から、ハム高裁の裁判官を兼業 (im zweiten Hauptamt, 2005年まで)。専門は、民法、法史、ヨーロッパ法である。雑誌 Zeitschrift für das gesamte Genossenschaftswesen (ZfgG); Zeitschrift für Europäisches Privatrecht (ZEuP). Zeitschrift für Neuere Rechtsgeschichte (ZnR): European Review of Private Law. (ERPL)、コンメンタール (Staudinger BGB) などの編者をしている。2002年に、EC私法の研究チーム (Acquis Group)、2011年に、ヨーロッパ法協会(European Law Institute)の発起人の 1人となった。近時は、ヨーロッパ経済法や消費者法、債務法などを対象とし ている。BGH 裁判官のシュルツェ(Hans-Eugen Schulze, 1922.4.10-2013.9.18) とは別人である。Vgl. Köbler/Peters, Who's who, a.a.O.,646.

Policey und Gesetzgebungslehre im 18. Jahrhundert, 1982.

Schulze /Schulte-Nölke, Casebook Europäisches Vertragsrecht, 2000.

Schulze /Zimmermann, Basistexte zum europäischen Privatrecht, 2000, 2. A. 2002, 5. A. 2016.

Die Schuldrechtsreform vor dem Hintergrund des Gemeinschaftsrechts (hrsg. v. Schulze /Schulte-Nölke, 2001.

Richterrecht und Rechtsfortbildung (hrsg. v. Schulze /Seif), 2003.

Symbolische Kommunikation vor Gericht in der frühen Neuzeit, 2006.

Europarecht (hrsg. v. Schulze /Zuleeg), 2006, 3. A. 2015.

New Features in Contract Law, 2007.

50 Jahre Römische Verträge (hrsg. v. Schulze /Walter), 2008.

Der akademische Entwurf für einen Gemeinsamen Referenzrahmen (hrsg. v. Schulze/von Bar/Schulte-Nölke), 2008.

BGB - Kommentiertes Vertrags- und Prozessformularbuch (hrsg. v. Schulze /Grziwotz /Lauda), 2010, 2. A. 2014.

Commentary Common European Sales Law (CESL), 2012.

Schulze /Zoll, Europäisches Vertragsrecht, 2015.

2 スウェーデンの大学

(1) スウェーデンには、ウプサラ、ルンド、ヨーテボリ、ストックホルムなどの大学があるが、最古の大学は、ウプサラ大学(Universität Uppsala, Universitas Regia Upsaliensis)である⁴⁰⁾。ウプサラ大司教区は、スウェーデンがキリスト教化して以来、もっとも重要な拠点であり、地域経済の中心でもあった。1477年に、ローマ教皇シクストゥス4世から大学特許状をうけた。大学は、中世の4学部制であり、中世的自由と特権をうけた。その特権から、大司教は、大学の尚書を指名することができ、大学の権利と特権を守る義務をおったのである。

ウプサラ大学は、16世紀の初頭に凋落した(1515年に一部廃止)。国王 Gustavus Vasaの宗教改革の時代に、大学は、カトリックの中心とみなされ、

⁴⁰⁾ Rüegg, II, S.83. ウプサラ大学の状況は、北欧のプロテスタント化が、スイスやオランダよりも遅れたことを反映している。また、大学の宗教改革は、社会一般よりも遅れたのである。スカンジナヴィアの大学について、Rüegg, II, S.132ff. (Skandinavische Universitäten)

王権と対立した。そこで、スウェーデンの学生は、ドイツのプロテスタントの大学、とくにヴィッテンベルク大学で学ぶようになった。しかし、1593年に、スウェーデンでも、ルター派が確立し、司教の権限を制限することによって、多くの教授が新たに任命され、大学も、同年に、ルター派の大学として再建された。大学は、聖職者と公務員を養成する任務をおっていたから、神学はとくに重要な科目となった。大学の7つの教授職のうち3つは、神学であった(ほかに天文学、自然科学、ラテン語の雄弁術、1つは不明)。専門学部は、神学部のみということである。1595年に、医学の1講座が設けられた。1590年代の学生数は、およそ150人程度であった。

16世紀の後半は、スウェーデンが北方の強国となった時代であり、国王から 絶大な支援をうけた。この時代でも、神学は重要であり、大学は、実質的には 神学校であった。啓蒙の時代に講座が多様化したが、18世紀には、なおルター 派の正統主義が基本をなしていた。自然科学や経済学、官房学の講座が増加し たのは、18世紀の後半である。ドイツのハレ大学の改革の時代に対応するもの である。

女子の高等教育が議論されたのは、19世紀も半ばである(Carl Johan Svensén)。女子に大学の入学試験を認め、学位を与えることは、1870年に、医学部から開始された。医学部が女子教育の先鞭をつけるのは、ドイツとも共通する。さらに、神学部を除き全学位の取得が可能となったのは、1873年である。法学部の開業資格のある学位は制限されていた。最初の女子学生は、Betty Pettersson(1838–1885)であった。1872年に、ウプサラ大学に入学し、哲学部で言語学を学び、完全な学位をえた。卒業後は、教師となった。ついで、1870年代には、博士号をとる女性も出た。女性で最初に法学の学位(juris utriusque doctor)をえたのは、Elsa Eschelsson(1861–1911)であり、教授資格もえた。しかし、教授職につくことはできずに、過量の睡眠薬を用いて死亡した(自殺?)。北欧の女性解放は早いといわれるが、それでも限定的であり、公務員や教授の職が解放されたのは、1925年であり、ウプサラ大学で、最初の女性教授が任命されたのは、戦後の1949年であった(Gerd Enequist,人文地理学)⁴¹⁾。

現在は、9学部で、学生数は、5万2000人(フルタイムの学生は3万人弱)を 超えている。

(2) ルント (Lund) のあるスカニア (Scania, Skaneland,スカンジナヴィア 半島最南端部である) 地域は、もともとデンマークに属し、大司教領であった。 1085年には、聖堂付属学校 (Katedralskolan, デンマーク王 Canute IV, the Saint による) が聖職者養成のために設立された。これは、スカンジナヴィアでは、最古の学校であった。1425年に、フランシスコ会の大学が設立された (Franciscan studium generale)。この学校は、ウプサラやコペンハーゲンの大学よりも古いが、1536年に、宗教改革によって廃止された420。

北方戦争により、1658年に、スカニア地域は、スウェーデンに譲渡された(Treaty of Roskilde)。そして、旧大学の跡地に、1666年に、カール11世によって、新たな大学が創設された。スカニアをスウェーデン領として文化的に統合し、教師を養成するためであった(カール10世グスタフにちなんで、Academia Carolina と命名)。4 学部を有し、スウェーデンでは、5つ目の大学となった。1477年のウプサラ大学、エストニアの 1632 年の Tartu(Dorpat)大学、1640年のフィンランドのアカデミー(Academy of Åbo,Royal Academy of Turku or Royal Academy of Åbo)、1456年のグライフスヴァルト大学につぐものである(1648年から1815年までスウェーデン領)。4 つのうち、ウプサラ以外は今日スウェーデンに属していないことから、ルントは、現在のスウェーデンでは2番目の大学となる。1668年に開学したが、じきにスカニア戦争(1675年から1679年、デンマークによる回復戦争)となり、中断し、

⁴¹⁾ ヨーロッパの大学の女子教育の概要は、女性法律家と法律職に関連して検討した。 独法113号71頁。法律職よりも先立つ理工系の教育にみられる女性については、別稿 による。

⁴²⁾ Rüegg, II, S.85. 領域の変動は複雑な影響を及ぼしている。一方では、スカニア地方のルント大学がデンマークにより基礎づけられ、他方で、エストニアの Tartu (Dorpat)、フィンランドの Turkuは、スウェーデンによって基礎づけられた。後に外国となった地域の大学を基礎づけることは、東ヨーロッパでもしばしばみられた。後述のプダペスト大学などを参照。19世紀までの変動について、Rüegg, III. S.48.

1682年に再開。16世紀の学生数は、100 人程度であった。著名な教授として、法学者の Samuel Pufendorf(1632.1.8-1694.10.26)がいる(哲学では、Canutus Hahn, Kristian Papke)。18世紀初めまでに、学生数は、500 人ほどに増加したが、18世紀後半には、200人程度に減少した。増加に転じるのは、19世紀初頭のナポレオン戦争後からである。

現在では、9 学部、3万人弱の学生(フルタイム以外の学生を入れると、4万人以上)を擁する。

(3) ヨーテボリ大学 (Göteborgs universitet) は、1891年に設立された (Göteborgs högskola)。当初は専門大学であり (college, Hochschule)、1907年に、ウプサラやルンドと同等の大学となった。スウェーデンでは、3 番目の 大学となっている。8 学部、3 万7000人の学生数である。

ストックホルム大学(Universität Stockholm)は、1878年の設立であり、市のイニシアティブによった(college, Hochschule)。大学となったのは、1960年である。学部は4学部に統合され、学生数4万人弱。ノーベル賞の受賞者の記念講演が行われることで著名である。

- (4) (a) 上記のTartu 大学は、ドイツ系の法学者との関係では、Dorpat大学としてしばしば登場する。法学史では、後者の名で知られている。1632年に、スウェーデン国王グスタフ2世アドルフによって、Livonia 地域に、アカデミア(Academia Gustaviana)が設立された⁴³⁾。当時のスウェーデンでは、2番目
- 43) (1) Rüegg, II, S.85, III, S.45. 1632年から1710年までは、Academiaで、その後、中断。1802年にDorpat大学となった。1893年にJurjewに改名。1918年にDorpat, 1919年にTartu大学となった。Dorpat大学の著名人では、マダイ(Karl Otto von Madai, 1809.5.29-1850.6.4)やダベロー(Christoph Christian Dabelow, 1768.7.19-1830.4.27)、オットー(Karl Eduard von Otto, 1795.8.14-1869.4.20)がいる。【発見】310頁、384頁、389頁。ドイツ系の学者は、法学者だけではなく、医学、神学のほか、自然科学者にもいる。Tartu大学に関し、以下がある。

Tamul. Sirie. Album Rectorum Universitatis Tartuensis. 1632, 1997.

Leane. Album Professorum Universitatis Tartuensis anno MCMXCVIII. 1998.

Lewitzki, Biographisches Handbuch der Professoren und Dozenten der Kaiserlichen Universität Jurjew, früher Dorpat, während der 100 Jahre ihres Bestehens (1802 -1902), 2. Bde., 1902/03.

- (2) 本文以外の著名人に、次の学者がいる。(e)(f)は、ラトビア人で、(g)は、現代人である。
- (a) ハイン (Heinrich Hein, 1590-1666) は、1590年に、ロシュトックで生まれた。ロシュトック大学の法学教授の Friedrich Hein (1533-1604) の息子であった。神学を学び、1932年に、設立された Tartu (Dorpat) 大学に招聘された。1604年までに、4回学長となった。宮廷裁判官も兼任した。1666年に、亡くなった。Vgl. DBA 498,136f.
- (b) マイヤー (Carl Friedrich Meyer, 1757.2.16-1817.11.27) は、1757年に、ゲッチンゲンで生まれ、1802年に、Dorpat大学教授、1806/08 年に学長。1817年に、Dorpatで亡くなった。
- (c) ミュテル (Johann Ludwig Müthel, 1764.2.20-1821.5.24) は、ラトビア東部の Sesswegenで生まれた。父は、牧師。マグデブルクの学校を出て、ハレ大学、ゲッチンゲン大学で、神学と法律学を学んだ。1784年に、リボニアに戻り、1784年に、リガの民事裁判所の書記、1785年に、宗務局の秘書、1798年に、リガのラント裁判所の弁護士、リガ市の行政局の秘書などをした。1802年に、再建された Dorpat 大学の教授(民法、エストニア法)。自然科学部の初代学部長。4回、学長となった。1821年に、Dorpatで亡くなった。Vgl. Thraemer, Ed., Müthel, Johann Ludwig, ADB 23 (1886), S. 104; DBA 876,138f.
- (d) エヴェルス (Gustav von Ewers, 1781.7.4-1830.11.8) は、1781年に、ノルトライン・ヴェストファーレン東端の Amelunxen (Corvey) で生まれた。父は農民。1799年から、ゲッチンゲン大学で神学、国法学を学び、1803年に、リボニアで家庭教師となった。1808年に、Dorpat大学教授(地理、歴史、統計)。1818年に学長。1826年に、国法学の教授。1830年に、Dorpatで亡くなった。

Geschichte der Russen, 1816.

Des Herzogtums Esthen Ritter- und Landrecht, 1821.

Das älteste Recht der Russen. 1826.

(e) トビーエン (Ewald Sigismund Tobien, 1811.4.11-1860.1.26) は、1811年に、ラトビア東部の Jakobstadt で生まれた。父は商人であった。リガのギムナジウムを出て、1839年に、ハレ大学で学位。1838年から、Dorpat大学の書記。1844年に、ペテルブルク大学でも学位をえた。1845年から、Dorpat大学教授。1860年までに、学部長や副学長をした。1859年以降は、エストニア学術協会の会長。1860年に、Dorpatで亡くなった。

の大学であった。前身には、イエズス会の語学学校(Gymnasium Dorpatense, 1601年まで)や、1630年のギムナジウムがあった。名称はアカデミアであるが、4学部の構成で、かつウプサラ大学と同じ大学特権を有していた。しかし、スウェーデンとロシアの戦争のため、1656年にフィンランド湾岸のタリン(Peval)に移動し、1665年に中断した。アカデミアは、1690年に、Academia Gustavo-Carolina として再開され、Tartu に戻った。しかし、1699年に、このアカデミアも Pärnu(Pernau)に移転し、1710年にロシアに占領された(学校も廃止)。大北方戦争(1700年から1721年)の講和条約で、エストニアを含むリボニアは、戦後ロシア領となった。

大学は、1802年に、バルト・ドイツ騎士学校(Baltic German Ritterschaften)として再開した。アカデミアの時代から、学生の多くはスウェーデン人とバルト・ドイツ人だったからである。しかし、この地域に大学がなかったことから、ロシア皇帝アレクサンデル 1世は、1802年、大学を開設し、特許状を発した。

同名のドレヒスラー (Wolfgang Drechsler, 1874.8.28-?) は、1874年に、ゲッチンゲンで生まれた。父は、農民。ライプチッヒ、ハイデルベルク、ゲッチンゲンの各大学で法律学を学び、1896年に研修生。1900年に試補となった。1904年に、ハノーバーのラント議員、1912年に、財務顧問官、1920年に、ハノーバーのラント信用機構の総裁。著作に、Geldschöpfung in Niedersachsen, 1914.がある。

⁽f) ミンツ (Paul Mintz, 1867.6.30-1941) は、ラトビア人の学者で政治家である。 1867年に、ラトビア南部の Dünaburg で生まれた。父は、ユダヤ系の商人であった。ペテルブルクとDorpat大学で法律学を学び、1917年に、モスクワ大学で私講師、1919年に、リガ大学講師、1921年に、同大学教授。専門は、刑法であった。1918年からラトビアの独立運動に加わり、1919年の独立語に、労働大臣や会計検査院の長などをした。刑法の編纂の委員長もした。1940年に、ソ連軍により拘束され、シベリアの Taischet 収容所で亡くなった。

⁽g) ドレヒスラー(Wolfgang Drechsler, 1963.6.6-)は、マールブルクの市長の息子で、1963年に生まれた。マールブルク、バージニア、シュパイヤーの行政専門大学、ブダペストの各大学を出た。1993年から2006年、エストニアの Tartu大学の教授。2006年、タリンの工科大学の技術ガバナンス・プログラムの研究所長。2010年から、社会学部の国際関係の副部長。

これが、Dorpat大学である。この大学は、教授も学生も、バルト・ドイツ人を中心に運営された。ドイツ語が用いられ、ルター派の神学部がおかれた。ロシアの他の大学にはない特徴を有したため、ドイツの法学者のプロモーションに組み込まれている。もっとも、19世紀の後半から、エストニア人の学生も増加し、現地化・ロシア化がみられる。1919年に、エストニアが独立すると、タルトゥ大学となり、農学部や獣医学部が増設された。エストニア語で講義する大学となった。しかし、1940年に、エストニアはソ連に占領され、戦後の併合期を経て、冷戦終結後の1991年に独立を回復した。現在では、学生数 1万3000人の大学である。

スウェーデン時代を算入すると (大学のHPでも1632年を創立日としている)、1755年のモスクワ大学にも先立っている。モスクワ大学は、ロシア正教の大学である⁴⁴⁾。タルトゥ大学は、現在、4学部、学生数1万6000人を数える。

ちなみに、サンクトペテルブルク大学は、1724年に、ピョートル1世により設立された科学アカデミーから起算するとロシア最古となるが(Lyzeum in der Akademie der Wissenschaften, 1747年にアカデミーから独立)、アカデミーから独立し大学資格をえた1819年を設立時とすると、モスクワ大学が最古となる(Rüegg, II, S.56, S.62, S.85)。

- (b) Dorpat大学の教授では、以下の2名をとりあげる。
- (i) ブンゲ (Friedrich Georg von Bunge, 1802.3.13-1897.4.9) は、1792年に、キエフで生まれた。Dorpatで育ち、1818年からDorpat大学で法律学を学び、1823年に、私講師。1825年に、Dorpatの都市顧問、1826年に、ハイデルベルク大学で学位をえて、1832年に、Dorpat大学の教授。1839年に、図書

⁴⁴⁾ Rüegg, III, S.45. ロシアにも、ドイツ系の学者はいるが、法律学の分野には多くはない。著名なところでは、民法学者のヘック(Philipp Heck, 1858.7.22-1943.6.28)がペテルブルクで生まれ、年少時にロシアにいたことである。【発見】41頁。ほぼDorpat大学のみが、ドイツの法律家のプロモーションに組み込まれている。なお、Vgl.Stieda, Deutsche Gelehrte als Professoren an der Universität Moskau (Abhandlungen der Sächsischen Akademie der Wissenschaften zu Leipzig, Philologisch-Historische Klasse 40), 1930.

館長、1842年に、ロシア政府により解雇。1843年から54年に、Reval(タリン)の市長。ペテルブルクの官房顧問官、都市宗務局長、1856年に、立法顧問、リボニア、エストニア、クールラントの私法の法典編纂に功があった。ロシアの枢密顧問官。1865年に、ゴータの都市顧問官、1878年に、ヴィースバーデンの都市顧問官、1897年に、ヴィースバーデンで亡くなった。専門は、バルト法史であり、その体系化に功があった(Vgl. Stieda, Ludwig, Bunge, Friedrich Georg von, ADB 47 (1903), S.364ff; DBE 2 (1995), 223; Stintzing/Landsberg, Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft Abt. 3, Halbband 2 1910, 559)。

Wie und nach welchen Regeln müssen die in Livland geltenden Gesetze interpretiert werden? 1822.

Grundriss zu einer Einleitung in das heutige Liv- Est- und curländische Provinzialrecht, 1824.

Grundriss des heutigen livländischen Privatrechts, 1825.

Grundriss des heutigen kurländischen und piltenischen Privat-Landrechts, 1825.

Chrestomathie von Quellen des russischen Rechts, 1826.

Über den Sachsenspiegel als Quelle des mittleren und umgearbeiteten livländischen Ritterrechts. 1827.

Darstellung der gegenwärtigen Verfassung der Stadt Dorpat, 1827.

Das römische Recht in den deutschen Ostseeprovinzen, 1833.

Das liv- und estländische Privatrecht, 1838, 2. A. 1847.

Das kurländische Privatrecht, 1851.

Livland die Wiege der deutschen Weihbischöfe, 1875.

Das Herzogtum Estland unter den Königen von Dänemark, 1877.

Die Stadt Riga im 13. und 14. Jahrhundert, 1878.

Alt-Livlands Rechtsbücher, 1879.

(ii) オーセンブリュッゲン (Eduard Osenbrüggen, 1809.12.24-1879.6.9) は、1809年に、ホルシュタインの Uetersen で生まれた。父は教師であった。1832年から、哲学、歴史、法律学を、ライプチッヒ、キールの両大学で学び、

1835年に哲学の学位をえた。1836年に、キール大学で文献学のハビリタチオン取得。1842年に、ローマ法のハビリタチオン取得。1843年に、Dorpat大学の正教授。1851年に、政治的理由から辞職し、チューリヒ大学教授。Dorpat大学では、種々の対立で転職の多いことが特徴である。マダイも大臣と対立して辞職している(【法学上の発見】310頁)。大学自治や特権が不十分だったのであろう。1879年に、チューリヒで亡くなった。専門は、法史、刑法である。以下のほか、刑法の業績が多数ある(Vgl. Loening, R., Osenbrüggen, Eduard, ADB 24(1887), S.463ff.; Vortmann, Jürgen, Osenbrüggen, Eduard, NDB 19(1999), S.607; DBE, 5(1997), 511; Stintzing/Landsberg, Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft Abt. 3, Halbband 2 Noten 1910, 24, Halbband 3 Noten 239)。

De iure belli et pacis Romanorum, 1836.

Zur Interpretation des Corpus iuris civilis, 1842.

Dorpater juristische Studien, 1849.

Nordische Bilder. 1853. 2. A. 1864.

Die Brandstiftung in den Strafgesetzbüchern Deutschlands und der Schweiz, 1854.

Der Hausfrieden 1857

Deutsche Rechtsaltertümer aus der Schweiz. 1859.

Bemerkungen über den Entwurf eines Strafgesetzes für Österreich, 1867. Studien zur deutschen und schweizerischen Rechtsgeschichte, 1868.

(5) 上記の1640年のフィンランドのアカデミー(Academy of Åbo, Royal Academy of Turku or Royal Academy of Åbo)はやや複雑である。1640年に、スウェーデン女王(Christina Augusta)により設立されたが(前身は、1630年のギムナジウム)、1809年にロシア併合後、1827年にTurkeからヘルシンキに移転し、独立を達成した1917年設立のヘルシンキ大学の前身となった(フィンランド語とスウェーデン語の二か国語大学)。現在のTurke大学は、歴史的なアカデミーとは別に、1920年に設立されたフィンランド語の大学である。また、

Turkeにあるアカデミー大学 (Åbo Akademi) は、Turkuにあるスウェーデン語の大学であり、1918年に設立された (Ruegg, II, S.85)。Dorpat大学とは異なり、ドイツ系の法学者の経歴に登場することは稀である。

バルト海の大学



Centennia, 2018, (1400年), Kinder und Hilgemann, a.a.O., Bd.1, 1964, S.198, 240.

∨ カトリック―オーストリアの大学の変遷

1 オーストリアの小規模大学

(1)(a) カトリックの大学は、イタリア、フランス、南欧に広く存在するが、本稿では、とくにオーストリアの大学を検討する。地政学的に、プロテスタント諸国と近く、学者や学生の交流も盛んで、宗旨の違いにもかかわらず、北ドイツの動静にも影響されたからである。また、そうした影響をうけなかったイタリアやフランスの大学とは、異なる点もみられる。さらに、バーデン、ヴュ

ルテンベルク、バイエルンなど南ドイツ諸国には、プロテスタント系の有力大 学も多数存在した。オーストリアの大学は、基本的にカトリックのみである。

オーストリアでは、ウィーンのほか、ドイツ語地域のグラーツ、ザルツブルク、リンツ、インスブルックの諸大学が古い。しかし、いずれも、長らく小規模の大学のままであり、ギムナジウムを改組したにすぎないものであった。19世紀までは、法学者の経歴に登場することは、ほとんどない。大規模大学としては、最古のプラハ大学がある(1347年、1556年)。これと、辺境であるチェルノヴィッツ大学については、別途検討したことがある⁴⁵⁾。19世紀以降、これら大学は、ドイツ語人口が多数ではない地域にあっても、ドイツ系の教育が行われており、ドイツ系の法学者の経歴にもしばしば登場する。

(b) アルプス以北の神聖ローマ帝国では、1347年に設立されたプラハ大学がもっとも古く(ルクセンブルク家の皇帝カール4世により設立)、ついで1365年に、ウィーン大学が設立された。ハプスブルク家のルドルフ4世によるものである。諸侯間の対抗意識によるものであった。

プラハ大学は、ドイツの法学者の経歴にも、しばしば登場する。1347年の設立であるが、設立後の経過は複雑である。その後衰退し、(カール4世の長男ヴェンツェルの死亡した)1419年ごろから、フス派が有力となり(フスは、1415年に死亡)、ベーメンのラント大学となった。異端の廉で1431年のバーゼル公会議により大学特権の剥奪。学芸学部に縮小。1622年に、イエズス会の主導となり、カトリックに復帰した。1638年に、皇帝フェルディナンド3世により医学部と法学部が設立され、大学として再建された。1654年に、1556年に設立され

⁴⁵⁾ プラハ大学とその分割(1882年)については、【発見】21頁。Rüegg, II, S.82f. また、ライプチッヒ大学に関する別稿による。プラハ大学は、ルクセンブルク家の皇帝カール4世により1347年に設立され、そこの民族問題は、ライプチッヒ大学設立の契機となった。アルプス以北の神聖ローマ帝国では最古の大学である。

チェルノヴィッツ大学と法社会学者のエールリッヒ (Eugen Ehrlich, 1862.9.14 1922.5.2) については、【発見】145 頁。ほかに、刑法学者のエックスナー (Adolf Exner, 1841.2.5-1894.9.10) や、経済学者のシュンペーター (Schumpeter, 1883.2.8-1950.1.8) も、同大学にいたことがある。Hatschek (1872.8.21-1926.6.12) は、学位をえた。

た神学校Collegium Clementinumと統合され(1622年から1638年にも統合)、 これが神学部となる。イエズス会の影響を排除したのは、1733年の禁令後、 1740年であった(マリア・テレジア)。

ベーメンは、ルクセンブルク家の後、ハプスブルク家領となったが、しばしば民族主義と紛争の場となり、19世紀には、プラハ大学の中で、ドイツ大学とチェコ大学が分離された。L.ミッタイス(Ludwig Mitteis, 1859.3.17-1921.12.26)などのドイツの法学者が属したのは、そのうち前者であり、ドイツ風の教育を行ったのである。

(i) シャムボン (Eduard Egmund Joseph Chambon, 1822.6.23-1857.3.3) は、ライプチッヒで生まれた。フランス系の名であるが詳細は不明である。父親は商人であり、1828年にハンブルク、ついで、ドレスデンに引っ越し、1840年からライプチッヒ、ベルリン、ゲッチンゲンの大学で学んだ。1844年に、ゲッチンゲン大学で法学博士の学位をえた。1848年に、イエナでハビリタチオンを取得し、1850年に、員外教授となった。1853年に、プラハ大学で正教授となった。雑誌 Österreichische Blätter für Literatur und Kunst の共同編者。事務管理に関するモノグラフィーがある(Die Negotiorum Gestio, 1848)。1857年に、プラハで亡くなった。専門は、ローマ法、法史である。

Negotiorum gestio 1848のほかに、Beiträge zum Obligationenrecht 1851.

(ii) Karl Ritter von Czyhlarz (1833.8.17-1914.7.21) は、1833 年に、ベーメンの Lobositz で生まれた。 ベルリン大学で法律学を学び、1856年に学位。 1858年に、私講師。1863年に、員外教授。1866年から86年の間、ベーメンのラント議会議員(ドイツ進歩党)。1869年に、プラハ大学の正教授。学長。1892年から1905年には、ウィーン大学教授となった。1894年に上院議員(憲政党・Verfassungspartei)。1898年に、ライヒスゲリヒトの参与となり、選挙法の改正草案に携わった。1914年に、ウィーンで亡くなった。専門は、ローマ法、法史である。ローマ法のテキストは版を重ねた。

Lehrbuch der Institutionen des römischen Rechts, 1890, 2. A. 1893, 12. A. 1911. 13. A. 1933.

Das römische Dotalrecht, 1870.

Zur Lehre von der Resolutivbedingung. 1871.

(iii) カフカ (Franz Kafka, 1883-1924) は、1901年から1906年まで、法学部の学生であった。その師は、マックス・ウェーバーの弟のAlfred Weber (1868.7.30-1958.5.2) であった(プラハ大学には、1904-1907)。A.ウェーバーは、経済学者、社会学者であり、のちに、ハイデルベルク大学教授となった。なお、経済学や社会学が法学部から独立したのは遅く、日本のお雇い外国人のロエスレルも、NDBでは、国民経済学者 (Nationalökonom)とされる。マックス・ウェーバーの師は、ベルリン大学の法学者のL.ゴールドシュミットである。学部の全面的な再編は、ようやく20世紀の現象である。

カフカは法学者ではないが、その作品は、真実を主要なテーマにしており、 保険局の職員として日々法律問題にも関係していたことから、正義の問題とも 関連している。労働事故が本当に起こったか、どのように関連づけられるか、 誰が原因を作ったか、だれに責任があるか、医師の判断は正しいか、さらに専 門医に検証させる必要はないか、その結果は、どのような年金を生じるか、な どである。これらを解明するには、多くの裁量と判断の余地がある。法実務専 門家ともいえる。こうした長い日々の実務活動から、法的な思考法(Denkstil) が生じ、カフカの書いた文には、多くの職業的なテキストが見いだされる。小 編には詩的で空想的な文もあるが、とりわけ長編には、法律的な思考法の影響 が多いとされる(vgl. Heussen, Im Maelstrom der Argumente - Juristische Stilfiguren in Kafkas Prosa, NIW 2022, 751)。

アインシュタインも、ベルンの特許庁に勤務した後、1909年に、チューリヒ大学の員外教授、1910年にプラハ大学教授となった。ただし、1912年には、すでにチューリヒ工科大学教授となった。これらの大学では、ドイツ語で授業が行われていた。

(c) 近在のライプチッヒ大学は、1409年に設立され、ドイツでは、1386年に設立されたハイデルベルク大学についで古い大学である。時期的には、より古い大学もあり、エルフルト大学は 1379 年に設立、やや遅れてロシュトック大学は 1419 年に設立、グライフスヴァルト大学は 1456 年に設立であるが、いずれも中断期間がある。

(2) ウィーン大学については、別稿によることから、あまり立ち入らな v^{46} 。

オーストリアの大学には、イエズス会の影響が強かったことから、1773年のその禁止は、大学の形態や講義に大きな影響を与えた。プロテスタント諸国の大学の宗教改革にも比較しうる大学の特徴となっている。以下では、この禁止の与えた影響を中心に考察する。内オーストリアの小大学に与えた影響が大きいが、これらの大学は成立が遅かったことから、19世紀の法学者のプロモーションには、あまり登場しない。むしろプラハやチェルノヴィッツのような大規模大学が登場することが多い(L.ミッタイス、コシャカーや、エールリッヒ、シュンペーターなど)。

- (3) (a) グラーツ大学(Universität Graz)は、1585/86 年に内オーストリア大公カール2世(Karl II. von Innerösterreich)によって設立された。1573年のギムナジウムが基礎となっており、当初からイエズス会の影響が強かった 47 。神学部と学芸学部のみであった。1773年に、イエズス会が禁止されると、ラン
- 46) Rüegg, II, S.82. オーストリアの大学と学者については、以下のものがある。 Keintzel / Korotin (hrsg.), Wissenschaftlerinnen in und aus Österreich. Leben -Werk - Wirken, 2002.

Staudigl-Ciechowicz, Das Dienst-, Habilitations- und Disziplinarrecht der Universität Wien 1848-1938: Eine rechtshistorische Untersuchung zur Stellung des wissenschaftlichen Universitätspersonals, 2017.

Schartner, Die Staatsrechtler der juridischen Fakultät der Universität Wien im 'Ansturm' des Nationalsozialismus: Umbrüche mit Kontinuitäten. 2011.

19世紀のオーストリアの教育改革とトーンについて、以下がある。Graf von Thun und Hohenstein, Bildungspolitik im Kaiserreich: Die Thun-Hohenstein'sche Universitätsreform insbesondere am Beispiel der Juristenausbildung in Österreich: Die Thun-Hohenstein'sche Universitätsreform insbesondere am Beispiel der Juristenausbildung in Österreich. 2015. 同書の筆者は、子孫である。

47) Rüegg, II, S.84. イエズス会の影響については、フライブルク大学やウィーン大学に 関連して検討したことがある。ライプチッヒ大学に関する別稿による。Vgl. Huwiler, Das Professorenverzeichnis des Jesuitenkollegiums (1573-1773), 1936.

著名な法学者では、Paul Puntschart (1867.8.13-1945.5.9) がおり、1918/19年に、学長であった。【発見】395頁。

トの公有となり、神学部のイエズス会士も、在俗の司祭(修道士でない)によって置き換えられた。大学の目的も狭く聖職者の養成だけではなく、公務員の養成と実務的能力の獲得となり、1778年には、法学部が設立された。1782年に、ヨーゼフ2世によりLyzeumとなったが、医学教育が開始された。ナポレオン戦争後の1827年に、フランツ1世により大学として再開。1848年革命後は、フンボルト改革の影響をうけ、大学の自治や、研究と教育の結合といった理念が導入された。

現在は、6学部、学生数は、3万人を超えている。2002年に医学部が独立。

(b) イエズス会は、1534年に創設され、宗教改革の時代に、反宗教改革の 尖兵となった(Counter-Reformation, Contrareformatio)。17世紀までは、大 学の宗教改革の阻止にも力があったが、18世紀になると、カトリック諸国でも、 ナショナリズムが強まり、一元的な教皇至上主義は、各国の利益に反するもの となった。これをうけて、1773年に、教皇クレメンス14世は、イエズス会を禁 止した。とくに、オーストリアの大学への影響は大きかった。カトリック諸国 は、宗教改革時のプロテスタント諸国と同様に、その財産を接収した。禁止が 解けたのは、1814年であった。

イエズス会の禁止は、カトリック諸国における国民国家の自律の完成を意味している。自律は、プロテスタント諸国では、すでに宗教改革の16世紀に始まる。自律はローマ教皇による一元的な支配の否定であるから、その対象は、たんにイエズス会のみではない。19世紀には、法の世俗化が続いた。婚姻そのものも世俗化(宗教婚に対する民事婚の承認)されることになった。出生・死亡簿、婚姻簿の私法化(民事化)はそれに先だった。

国民国家が社会の基本財を自己に回収することは、フランス革命で意識され、 徴税請負制度などが廃止され、種々の徴税権や貨幣鋳造権なども国家主権の下 に回収された。国家を私物化する、関税などの徴税権の譲渡や質入れなどはで きなくなったのである。宗教婚などの民事化は、その延長である。こうした動 きは、情報のプラットホームが私物化されている現在にも参考となろう。国際 的な課税権は、実質的にタックス・ヘイブンに私物化されている状態にあるが、 国家間の国際的な調整が試みられており、その他の社会的基本財の主権への回 収が、現在の課題である。20世紀の末に生じた主権の私物化の是正である。

近代国家が行った人事簿の回収と不動産登記簿の創設は、権利の主体と、当 時社会的に重要な部分を占めた権利の客体の国家支配を示すものであった。し かし、社会財としては、その後、債権の割合が増大した。いわゆる近代法にお ける債権の優越的地位である。民法では、ザクセン式からドイツ民法式の編別 に現れている。さらに、情報の価値が増大した。債権については、国家の支配 は弱まり、資本の世界的な移転が生じた。それに合わせて、人の移動も激しく なり、国家の支配はいっそう弱まることとなった。情報についても、国家の地 位はいちじるしく弱まっている。主権の回収には、情報プラットホーム、情報 の集積、ビック・データによるAIの構築などが視野に入る。そして、この場 合の「主権」の主体は、必ずしも国民国家である必要はなく、多国間の国民主 権、人間主権や人権といった広範囲なものでたりる(上記のタックス・ヘイブ ンに対する国際関係の調整が出発点であり、ほんの一例となる)。EUは域内に 対する環境保護、IT規制などの支配を強めており、その基準は、世界的なデファ クト・スタンダードとなることが多く、こうした地域的連携も、一助となろう。 (4) ザルツブルク大学 (Universität Salzburg) は、1620/25 年設立である。 皇帝フェルディナンド2世が、1617年設立のベネディクト会のギムナジウムに 大学資格を付与し、1619年には、大学並みのアカデミーとなった (Benediktineruniversität)。イエズス会の主導する大学は多いが、ベネディ クト会の大学はまれである。同派はあまり高等教育に固執しないからである。

1622年に、ザルツブルク大司教の Paris Graf von Lodronによって開学された⁴⁸⁾。17世紀前半に、4学部の構成となっていた。ギリシア語と聖トマスの神学

⁴⁸⁾ Rüegg, II, S.84. 第一次世界大戦中に、チェルノヴィッツ大学 (Franz-Josephs-Universität von Czernowitz) をザルツブルクに移転する動きもあった。後注50) の インスブルック大学をも参照。

エールリッヒは、第一次世界大戦初期にチェルノヴィッツ (Bukovina) がロシア に占領された後、ウィーン、スイスなどに逃れたが、大学がスイスに近いザルツブルクに移転されることになれば、スイスにいたことには、それなりに理由があったことになる。就職活動先は、必ずしもスイスの大学ではなかったのかもしれない。チェ

理論に優れ、18世紀の啓蒙の時代には、早くに経験科学、とくに物理学を講座に取り入れたことで知られる。大司教(Leopold Anton von Firmian)の親族や取り巻きには、啓蒙の先覚者が多くいた。1810年に、ザルツブルクがバイエルンに属した時に、大学は中断したが、1816年にオーストリアに復帰した。医学部は、バイエルン時代に独立したので、神学、法学、哲学の3学部であった。現在は、神学部と法学部のほか、文化・社会学部、自然科学部であり、学生数は、1万6000人を超えている。

(5) インスブルック大学 (Universität Innsbruck) は、1668年設立であるが、1562年のイエズス会のギムナジウムが基礎となっている⁴⁹⁾。1668年に、Hall (Tirol) の塩に対する特別税を財源として、皇帝レオポルト1世が大学を設立。すぐに4学部を備えた中世の完全大学となった(法学部は、1671年、医学部は、1674年)。18世紀末には、多くの大学と同様に衰退し、1781年には、ヨーゼフ2世によって、ギムナジウム相当のLyzeumにされたが、1826年、フランツ1世により大学として再建。

現在では、16学部、学生数は、2万7000人を超える。

(6) リンツ大学 (Universität Linz) は、1674年の設立とされる。1629年の ギムナジウムが基礎となっており、1674年に、得業士 (Baccalaurei) と修士

ルノヴィッツは、今日では、ルーマニアである。彼は、ベルンで就職に失敗し、帰郷するつもりであったが、1922年にウィーンで死亡。本年・2022年は、エールリッヒの没後100年となる。

49) Rüegg, II, S.85. インスブルック大学の法学部については、Lichtmannegger, Die rechts- und staatswissenschaftliche Fakultät der Universität Innsbruck 1945-1955, 1999, なお、つぎの注50) をも参照。

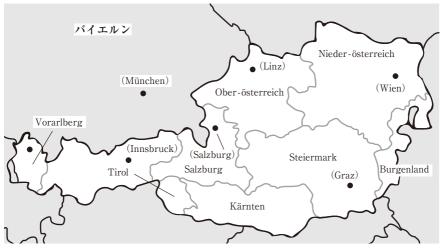
イエズス会の影響については、一般的に、Drobesch/ Tropper (hrsg.) Die Jesuiten in Innerösterreich, 2006に詳しい。その中の Rumpler, Die Jesuiten als Träger der Wissenschaft in Österrecih und Kärnten, S.37f.; Harytmann, Rolle und Bedeutung der Jesuiten für den Wissenstransfer von Kontinent zu Kontinent im 17. und 18. Jahrhundert, S.59ff. その影響は広範囲で、オーストリア・ハンガリー帝国の全域に及んでいる。地域ごとの相違についても詳しい。Ib., S.69ff.

(Magister) の授与権をえたのである 50 。さらにその前身には、1574年のラントの学校があり(Landschaftsschule)、天文学者のケプラーが、1612年から26年の間教えたことから、現在の大学名の基礎となっている(Johannes Kepler Universität Linz)。もっとも、ケプラーは、反宗教改革のために、レーゲンスブルクに退避した。この学校が、1629年に、イエズス会の1608年のラテン語学校と結合し、哲学のほか、神学と法学の教育をした。1669年に、ギムナジウムがLyzeum、その後大学となったのである。

1773年に、イエズス会が禁止され、1777年に、大学は再度Lyzeumとなった。縮小が行われ、1775年に始まった医学教育は停止し、1810年には、法学部も停止し、1849年には、哲学部もなくなった。最後の神学部も教区に譲渡された。18世紀ではなく、19世紀における、こうした近代の大学の縮小はめずらしい。その後、大学を再建する構想はあったが、実現されたのは、1943年の工科大学構想であり、戦後の1951年に、社会科学大学となった(Kuratorium Hochschule für Sozialwissenschaften)。1962年に、専門大学となり(Hochshcule)、1965年に自然科学部を増設、1966年に、大学となったのである。現在は、4学部、学生数は、2万人を超えている。学部は、社会・経済学部、自術・自然科学部、法学部、精神科学・文化学部である。オーストリアの大学の医学部は、2000年代に独立した例が多く、ウィーン大学でも、2004年に独立し、15学部の中には含まれていない。

⁵⁰⁾ Rüegg, II, S.85. リンツ大学は、19世紀には消滅した。その動きは、他のオーストリアの小規模大学と時期的には異なっているが、啓蒙期の大学縮小と共通であろう。また、多民族国家オーストリアには、特有の民族問題や財政問題もあった。たとえば、オーストリアは、チェルノヴィッツ大学や、ボヘミアではプラハ大学、メーレンのオロモウツ大学(Olomouc, Olmütz)を設立し、後者は閉鎖している。オロモウツには、1573年に、皇帝マクシミリアン2世によって設立されたイエズス会系の大学があった。1773年のイエズス会の禁止後は、公立となった。1848年革命後は学生が減少し、1851年に、哲学部、1855年に、法学部が廃止になり、1860年に、皇帝フランツ・ヨーゼフ1世は、大学を廃止。1870年代まで医学教育だけは継続したが、大学財産は、インスブルック大学 Leopold-Franzens-Universität Innsbruckで用いられた。大学を内オーストリアに移転する動きは、ほかにもあったのである。前注48)参照。

オーストリアの大学



() 内が、各州の大学である。

- (7) オーストリアの学者では、若干名にふれるにとどめる。スイスと同様、 自国内だけではなく、ドイツの大学にも遍歴することがあるが、比較的オーストリアにとどまったり、戻ることも多い。それぞれの遍歴から、各時代のプロモーションや大学の位置づけなどをみることも可能である。私法で著名なのは、 類型論のWilburgであるが、本稿では立ち入らない(【法実務家】357頁)。
- (a) オグリース (Werner Ogris,1935.7.9-2015.1.13) は、1935年に、ウィーンで生まれた。父は、会社員であった。1954年に、大学入学試験に合格し、ウィーン大学で法律学を学んだ。1958年に、Hans Lentzeの助手、1958年に、学位をえた。1962年に、同じくLentzeの下で、ハビリタチオンを取得した。Heinrich Demeliusとの親交がある。1962年に、ベルリン自由大学の教授。27歳で、当時、ドイツで最年少の大学教授であった。1966年に、ウィーン大学教授。2003年に、定年。2004年から、プレスブルク(Pressburg, Bratislava)の法科大学教授。2015年に、ウィーンで亡くなった。専門は、オーストリア法史、ヨーロッパ法史、ドイツ私法、刑法史、戸籍法など多彩である。1975年から、オーストリア

学術アカデミー会員、1985年に、ザクセン学術アカデミー外部会員、1988に、オランダ王国学術アカデミー外国会員、ザヴィニー雑誌、Fontes Rerum Austriacarum III/Fontes Iurisの編者。75歳の記念論文集がある。Grundlagen der österreichischen Rechtskultur, Festschrift, (hrsg. v. Olechowski / Neschwara / Lengauer), 2010. 追悼記事もある。Widmung ZRG GA 132 (2015) XVII (Köbler / Rauch-Keller).

Der mittelalterliche Leibrentenvertrag, 1961.

Der Entwicklungsgang der österreichischen Privatrechtswissenschaft im 19. Jahrhundert, 1968.

Die Rechtsentwicklung in Österreich (1848-1918), 1975.

Personenstandsrecht 1977, Recht und Macht bei Maria Theresia, 1980.

Goethe - amtlich und politisch, 1982, Neud. 1999.

Tatort Rechtsgeschichte, Bd. 1f. 1994ff.

Vom Galgenberg zum Ringtheaterbrand, 1997.

Mozart im Familien- und Erbrecht seiner Zeit, 1999.

Die Universitätsreform des Ministers Leo Graf Thun-Hohenstein, 1999.

Elemente europäischer Rechtskultur - Rechtshistorische Aufsätze aus den Jahren 1961-2003 (hrsg. v. Olechowski), 2003.

(b) 師のレンツェ (Hans Hermann Lentze, 1909.3.14-1970.3.24) は、1909年に、シレジアのLaubanで生まれた。母は早くに亡くなり、父は、衛生顧問官であった。1927年から、ゲッチンゲン、ボン、ブレスラウの各大学で、法律学と歴史を学んだ。1932年に、第一次国家試験に合格、Rosenstock-Huessyの下で学位 (Der Kaiser und die Zunftverfassung in den Reichsstädten bis zum Tode Karls IV, 1933)、ベルリンの Monumenta Germaniae Historicaの研究員、ボンで、Karl August Eckhardtの研究員。1933年に、奨学金をえて、ウィーンで (Hans von Voltelini, Heinrich Mitteis, Emil Goldmannなどに)学ぶ。カトリックに改宗し、1938年に、インスブルック大学で、神学を学ぶ。1939年から、Wilten信託に勤務。1943年に、司祭に叙階、兵役に服した。1945年から、神学教師、1946年に、オーストリアの国籍をえた。1947年に、インスブルック

大学でハビリタチオンを取得。師は、Godehard Josef Ebers, Slavomir Condanari, Otto Stolzなどであった。1952年に、同大学で員外教授の資格を取得。1954年に、教会法で雇用リストのトップとなった。同年、ウィーン大学で員外教授(Hans Planitzの後継)。1958年に正教授となった。専門は、教会法史、ドイツ法、オーストリア公法などである。1962年に、オーストリア学術アカデミー会員。1970年に、ウィーンで悪性の病気のために亡くなった。60歳の記念論文集がある。Festschrift(hrsg. v. Grass / Ogris)1969. 追悼文もある。ZRG GA 88 (1971) 508 (Ogris). Vgl. Grass, Nikolaus, Lentze, Hans, NDB 14 (1985), S.220f.; DBE 6 (1997), 322; Oberkofler, Begegnungen zwischen Hans Lentze und Nikolaus Grass, Festschrift f. Wilhelm Brauneder 2008, 385. 以下の著作がある。

Die rechtliche Struktur des mittelalterlichen Zunftwesens in Wien und den österreichischen Städten. 1935.

Die Sankt-Jakobskirche in Innsbruck im Lichte der Rechtsgeschichte, 1957.

Die Universitätsreform des Ministers Graf Leo Thun-Hohenstein, 1962. Studia Wiltinensia, 1964.

Speculum iuris et ecclesiarum, 1967.

- (c) デメリウスは、3代にわたる著名な法律家の家系である。
- (i) 上のデメリウス (Heinrich Demelius, 1893.11.2-1987.2.6) は、1893年に、ウィーン近郊のMödlingで生まれた。1987年に、ウィーンで亡くなった。曾祖父は、ワイマールの郡裁判官、祖父は、プラハ大学でハビリタチオンを取得し、クラカウ大学やウィーン大学の教授。母方の祖父Heinrich Freiherr von Bach は、ウィーンの宮廷裁判所付の弁護士、父(Ernst Demelius)も法律家であった(後(ii)参照)。1911年から、ウィーン大学で、法律学を学び、1916年に、学位、兵役。1920年にハビリタチオンを取得して、裁判官となった。1935年に、ウィーンの商業法科大学の員外教授。1939年に、ウィーン大学教授。1987年に、ウィーンで亡くなった。専門は、民法、商法、法史である。オーストリア学術アカデミー会員。80歳の記念論文集がある。Festschrift Heinrich Demelius

zum 80. Geburtstag, Erlebtes Recht in Geschichte und Gegenwart (hrsg. v. Frotz /Ogris), 1973. 追悼文ZRG GA 105 (1988) 476 (Ogris) がある。Vgl. DBE 2 (1995), 482.

Das für Österreich vorläufig in Geltung gesetzte Handelsgesetzbuch (hrsg.) 25. A. 1957, 26. A. 1968.

König Ferdinand I. und der Haushalt der Universität Wien, 1962.

Erhart Haidem, 1974.

Eheliches Güterrecht im spätmittelalterlichen Wien, 1970.

Wiener Ratsurteile des Spätmittelalters (hrsg.), 1980.

(ii) E.デメリウス (Ernst Demelius, 1859.7.10-1904.7.28) は、Heinrichの 父である。1859年に、クラカウで生まれた。父は法律家のGustav Demelius である。グラーツ大学で法律学を学び、1882年に学位、司法研修。1895年に、ウィーン大学でハビリタチオンを取得。1897年に、インスブルック大学の員外教授、1901年に、正教授。1903年に、学長。1859年に、スイス・アルプスZermattの Obergabelhornで山岳事故で亡くなった。

Das Pfandrecht an beweglichen Sachen nach österreichischem bürgerlichem Recht, 1897.

(iii) G.デメリウス (Gustav Demelius, 1831.1.31-1891.12.7) は、1831年に、ザクセン・アンハルトのAllstedt で生まれた。イエナ大学で法律学と文献学を学び、1855年に学位、1856年に、プラハ大学でハビリタチオンを取得。1857年に、クラカウ大学の正教授。1862年に、グラーツ大学教授。1881年に、ウィーン大学教授。1891年に、ウィーンで亡くなった。彼の経歴から、当時のオーストリア系の学者の遍歴の一端がみうけられる。Vgl. DBE 2 (1995), 482.

Untersuchungen aus dem römischen Zivilrecht, 1857.

Verjährung und Befristung, 1857.

Legum qua ad ius civile spectant fragmenta in usum praelectionum collegit disposuit annotatione instruxit, 1857.

Die Rechtsfiktion in ihrer geschichtlichen und dogmatischen Bedeutung, 1858.

Die Exhibitionspflicht in ihrer Bedeutung für das klassische und heutige Recht. 1872.

Das gerichtliche Geständnis der neuesten Prozessgesetze, 1880.

Schiedseid und Beweiseid im römischen Zivilprozess. 1887.

(d) リーンバッハー (Georg Lienbacher, 1961-) は、1961年に、ザルツブルク近郊のHallein で生まれた。法律学、警察学をザルツブルク大学で学び、1985年に学位。1996年に、助手。2001年に、ザルツブルク大学でハビリタチオンを取得した(Kompetenzverteilung im Bundesstaat, 2001)。 員外教授となり、2003年に、ウィーンの経済大学教授(Heinz Peter Rillの後継)。2005年に、連邦首相府の憲法部会長。専門は、憲法、行政法、ヨーロッパ法である。

Öffentliches Recht, 2008は Gerhart Wielingerとの共著である。

(e) シュトルツレヒナー (Harald Stolzlechner, 1948.11.13-) は、1948年に、リンツで生まれた。法律学を学び、1972年に学位。1981年に、ハビリタチオンを取得した (Öffentliche Fonds, 1982)。助手、1989年に、ザルツブルク大学正教授。専門は、公法、国法学である。65歳の記念論文集がある。Verwaltung im demokratischen Rechtsstaat Festschrift (hrsg. v. Giese /Holzinger / Jabloner), 2013.

Die politischen Rechte der Ausländer in Österreich, 1980.

Republik - Bund - Land, 1982.

Luftreinhaltung, 1984.

Dittrich/Stolzlechner, Österreichisches Straßenverkehrsrecht, 1984f. (ルーズリーフ形式である)

Die neue Umweltschutz-Kompetenz des Bundes, 1985.

Stolzlechner/Wendl/Zitta, Die gewerbliche Betriebsanlage, 1986, 2. A. 1991. 3. A. Bergthaler/Stolzlechner/Wendl. 2008.

Kooperationsmöglichkeiten zwischen Staat und Gemeinden, 1988.

Berka/Stolzlechner Öffentlichkeitskontakte von Anwälten. 1988.

Schäffer/Stolzlechner, Reformbestrebung im österreichischen Bundesstaatssystem, 1993.

Rechtsfragen der Beteiligung der Gemeinden an den Kosten der Landesverwaltungsaufgaben, 1996.

Stolzlechner/Grabler/Wendl, Kommentar zur Gewerbeordnung, 1998, 2. A. 2003.

Einführung in das öffentliche Recht, 1999, 4. A. 2007.

Zur rechtlichen Behandlung von Sportanlagen, 2002.

Berka/Schäffer/Stolzlechner/Wiederin Verfassungsreform, 2004.

共著で、Das Recht der Verkehrsgewerbe, 2002; Thaler/Stolzlechner, Verfassungsrevision, 2008.

以下の共編著もある。Übertragung von Aufgaben der staatlichen Gefahrenabwehr auf private Sicherheitsunternehmen, 2002; Auf dem Weg in einen neuen Rechtsstaat, 2004.また、Staat und Recht in europäischer Perspektive (Festschrift zum 65. Geburtstages von Univ.Prof. Dr. Heinz Schäffer), 2006.

2 ハンガリーその他

(1) ブダペスト大学 (Eötvös Loránd University, Eötvös Loránd Tudományegyetem, ELTE) の前身は、1395年に設立されたが、1400年に廃止、1410年に再開されたが、それも長くはなく、1460年ごろには、また廃止された。 Trnava (Tyrnau, Nagyszombat) 大学は、大司教パーズマーニ・ペーテル (Pázmány Péter) によって、1635年に設立された (Trnavaは、今日のスロバキアである)⁵¹⁾。イエズス会の大学であった。専門学部は神学部のみであった。1667年に法学部、1769年に医学部が付加された。Tyrnauから、ブダに移転したのが、1777年で(ブダ)、さらにペストに移転したのが、1784年である(ペスト大学)。1844年まで、教育は、ラテン語でなされた。ドナウ河西岸のブダと東岸のペストが公式に合併したのは、1873年である。女性の入学が認められ

⁵¹⁾ Rüegg, II, S.82, 85, III, S.50. 社会主義時代には、こうした大学の古い沿革などは、ほとんど顧みられることがなかったが、近時では、各大学は、比較的熱心にHPなどでも言及するようになっている。再統一後の東ドイツの大学と同様である。

たのは、1895年である。1921年に、ブダペスト大学となった。社会主義時代の1950年に、物理学者のエトヴェシュ・ロラーンドにちなんで改称した。宗旨は、カトリックである。現在は、8学部、学生数は、2万5000人の規模である。

(2) プレスブルク大学 (Pressburg, Bratislava) は、1465年に、ハンガリー 国王の Matthias Corvinusによって設立されたが、1492年に中断し、哲学部と 法学部は、1784年に、Tyrnauからプレスブルク (Pressburg) に移転した⁵²⁾。 19世紀の法学者との関係で登場するのは、この名称である。

1912年に、ハンガリー王国の大学(Elisabeth-Universität)として改称、1919年に、メーレンの哲学者・神学者のJohann Amos Comeniusにちなんで、改称(Comenius-Universität)。現在のブラチスラヴァ大学(コメンスキー大学)は、この1919年の設立とされる。

(3) クラカウ (Cracow, Krakau, Uniwersytet Jagielloński) 大学は古く、1364年に、ポーランド国王カジミェシュ3 世 (Casimir III the Great) によって設立された。東ヨーロッパでは最古の大学である。ローマ教皇ウルバヌス5世の特許状をえた⁵³⁾。1365年のウィーン大学よりも 1年先立っている。もっとも、王の死亡によって、1370年には廃止され、再建されたのは、1397年である(女王 Jadwiga, Hedwigによる)。Chelmno(西プロイセンのCulm)やPosen

また、コンスタンチネスコが最終的に属したザールブリュッケン大学については、 Vgl. Heinen (hrsg.), Universität des Saarlandes 1948-1988, 1989. ザールブリュッケン大学は、1948年に、フランスの支援で設立された。当初ナンシー大学(1572年開設のPont à Mousson大学を移転し、1768年開設、1793年廃止)の併設校(Institut d'études supérieures de Hombourg)として出発し、1948年から、Homburgで開校した。ドイツ語とフランス語の二か国語教育を特徴とする。ヨーロッパの大学は、国際化の観点から二か国語教育をすることが多いが(スイスにもある)、ベルギーの大学はわざわざ言語ごとに大学を分離する。言語対立の根強さを象徴している。前述皿 1 (1)参照。

⁵²⁾ Rüegg, II, S.82, III, S.50. 前注51)。

⁵³⁾ Rüegg, II, S.82, III, S.50. クラカウ大学の教授としては、前記のデメリウスがいる (V 1 (7) (c) 参照)。本文(4)のブカレスト大学については、同大学のHP (https://unibuc.ro/?lang=en) 参照。

に移動したこともある。著名な卒業生としては、コペルニクス(Nicolaus Copernicus, 1473-1543)がいる(ボローニア大学、パドア大学にも留学)。中世の間、学生は、ポーランドのほか、リトアニア、ハンガリー、ボヘミア、ドイツからも来た。

クラカウ大学は、数世紀間、唯一の大学として、ポーランドの高等教育を担ったが、1795年の第三次ポーランド分割とナポレオン戦争後、クラカウは、オーストリア支配下の自由都市となった。さらに、1846年の蜂起後、オーストリアに併合された。大学も、オーストリアの管理の下におかれた。ポーランドの下におかれる。大学も、オーストリアの管理の下におかれた。ポーランドの下におかれるのは、1918年の独立時である(Jagiellonian University、Uniwersytet Jagiellonski)。現在では、15学部、学生数は、3万5000人を超える。前述 1(7)(c)のDemeliusの経歴にも登場しており、プラハ大学やチェルノヴィッツ大学とともに、オーストリア系の学者のプロモーションに組み込まれており、しばしば登場する。

ワルシャワ大学(Universität Warschau)は、1816年に、ロシア皇帝アレクサンデル 1世によって設立された。ナポレオンの没落後、1815年のウィーン会議によって建てられたポーランド王国(ナポレオン統治時代は、ワルシャワ大公国)の大学であるが、ロシア皇帝が国王を兼任していた。1830年のフランスの7月革命(ブルボン家を打倒し、ルイ・フィリップの王政となる)の影響をうけ、11月蜂起が起こり、これに対するロシアの鎮圧によって、大学も閉鎖された。その後、1862年にも大学が設立されたが、1863年の蜂起で閉鎖、1870年にも、ロシア語を用いる大学が設立された。ポーランド人を対象とする大学となるのは、第一次世界大戦後である。現在では、21学部、学生数は、5万人を超える。

(4) (a) ルーマニアには、比較的新設のブカレスト大学がある。同大学は、1694年に、ワラキア公のConstantin Brâncoveanu によって設立されたギリシア語で教育する神学と哲学のアカデミーを起源とする。1776年に、フランス語、イタリア語、ラテン語の教育が加えられた。医学部や法学部が付加されたのは、1857/59年で、1864年に、ルーマニア公Alexandru Ioan Cuzaによって大学とされた。すでに19世紀であるから、特許状が問題となることはなかった。

(b) ルーマニア出身の法学者としては、コンスタンチネスコ(Léontin-Jean Constantinesco, 1913.2.18-1981.11.18)がいる。彼は、1913年に、ルーマニアの Craiova(krajowa, ワラキア)で生まれた。父は、工場主であった。コンスタンチネスコは、1930年から、ブカレスト大学で法律学を学んだ。3年で試験をうけ、1200人中一位であった(成績は、優秀・ausgezeichnet)。1934年に、パリ、ベルリンに研究滞在した。1939年に、ブカレスト大学で助手。1940年に、パリ大学の René Cassinの下で学位。1941年から、リスボンで公使館付の専門官として講義、パリやマドリッドにも滞在した。1954年に、ザールブリュッケン大学の助手。1956年にハビリタチオン取得。1961年からヨーロッパ法の教授。1978年に定年となった。1981年に、ザールブリュッケンで亡くなった。専門は、比較私法とヨーロッパ法である。記念論文集がある。Gedächtnisschrift、Rechtsvergleichung Europarecht und Staatenintegration(hrsg. v. Lüke /Ress/Will), 1983. 業績は多く、まとまっていることが特徴である。

La resolution des contrats synallagmatiques en droit allemande, 1940. 560 頁の大作である。

Inexécution et Faute contractuelle en Droit comparé (Droit Français, Allemande, Anglais), 1960. フランス、ドイツ、イギリスの債務不履行の構造を比較検討したものである。これも555頁の大作である。

Der Unterhaltsanspruch der geschiedenen Ehegatten im französischen Recht. 1965.

Die unmittelbare Anwendbarkeit von Gemeinschaftsnormen und der Rechtsschutz von Einzelpersonen im Recht der EWG, 1969.

L'applicabilité directe dans le doirt dela C.E.E., 1970. これも922頁の大作である。

Das Recht der Europäischen Gemeinschaften, I (Das institutionnelleRecht), 1977

Rechtsvergleichung, I (Einführung in die Rechtsvergleichung) 1971, II (Die Rechtsvergleichend Mehtode) 1972, III (Die rechtsvergleichende Wissenschaft), 1983.

Traité de Droit Comparé, I (Introduction au droit comparé) 1972, II (La méthode comparative) 1974, III (La science des droit comparé) 1983.

なお、Vlad Constantinescoは、1960年(?)生まれで、Hübnerとの共著、Einführung in das französische Recht, 4e éd., 2001ほかがある。Pierré-Capsとの共著、Droit Constitutionnel, 6e éd., 2013もある。

VI むすび

1 大学の変容と特徴

(1) 中世からの大学の変容は、一様ではない。本稿では、いくつかの独自の類型を見出すことができた。

まず、プロテスタント諸国であっても、たんに大学の宗教改革によって、カトリックからルター派、あるいは改革派に変化しただけではない。ドイツのプロテスタント諸国では、ルター派が多数を占め、部分的にマールブルク大学のように改革派がイニシアティブを握ったところもあったが、スイスとオランダでは、改革派が多数を占めた。

その場合でも、宗教指導者が主導権を握ったスイスの大学は、より精神性を 強め、当初は、神学中心主義になった例もある。オランダでは、改革派が、ド イツのルター派のように世俗的主導権を握ったのである。北欧では、ルター派 が主導権を握ったが、ドイツよりも精神性が強く、スイスと同じく、神学中心 主義に陥る傾向がみられた。こうした神学中心主義の大学では、しばしば学芸 学部の講座も、神学部に包含されることがあった。この場合には、大学の発展 の初期の段階(聖堂付属の学校や神学校)に逆戻りしたわけである。

こうした大学の宗教性への束縛は、かつての大学が国家の主導の下で、聖職者、官吏、教師の宗教を管理していたことから要請されたものである。学位や国家試験においても、宗教の束縛は堅固であった。その束縛は、19世紀の末まで継続し、場合によっては20世紀にもみられる。

(2)(a) 宗教改革後の国家による宗教管理の歴史は古い。日本の大学創設は

19世紀であったことから、大学が宗教の束縛を離れた時代の産物である。中世と近代の、学問的に比較的自由な印象のある時期の間には、長く不自由な時代が存在したのである。

早くに、ルターと対立した神聖ローマ皇帝カール5世は、ライヒ帝室裁判所の裁判官試補に、皇帝の認可した大学での5年の勉学を義務づける法律を定めた。帝室裁判所規則の条項は、一面ではローマ法継受における大学や学識者(ローマ法教育)の意義を示すものであるが、他面では、宗教管理の厳格性をも意味するのである。政治指導者にとっては、むしろ後者が直接的な動機であったであろう。そして、後代になるほど、宗教管理の意味が増大した。

同皇帝の息子であるスペインのフェリペ2世は、自国民に、1559年に、スペイン以外の大学への進学を禁じた。もっとも、当時のスペインはイタリアでも覇権を確立していたから、ローマの周辺やボローニアの大学は例外とされた。スペイン・ハプスブルク家は、その後、南ネーデンルランドの学生に、ルーバンやイタリアの大学以外への進学を禁じた。他方で、スペインの勢力の及ばない北ネーデルラントの学生は、ヨーロッパを広く渡り歩いた(ヴィッテンベルク大学やスイス、ドイツのプロテスタント系大学への進学)。

他国でも、類似の制限が行われ、外国での勉学を禁じて自国の大学を保護することが行われた。ポーランドで1534年、ポルトガルで1538年、ブランデンブルクで1564年、フランスで1603年に禁止令が出されている。もっとも、スウェーデンやバイエルン、オーストリアでは、禁令は、一時的、部分的にしか効果をもたなかった。小国の多いドイツ諸国でも、禁止はあまり実効性をもたなかった。また、同じ宗派であれば、禁止の意味も乏しかった。18世紀末になっても、ロシアでは、1798年に、パーヴェル1世がロシア以外での勉学を禁止している。もっとも、最後の禁令は、宗教よりもフランス革命の影響を防止するためであった。19世紀以降は、宗教よりも政治思想の流入を防ぐことに重点が移った。この意味での制限は、今日の大学とも無縁ではない。権威主義的諸国家は、自由な思想の流入を警戒するからである。

宗教改革によって、ヨーロッパの大学の統一性と学生の遍歴の構造はくずれ、 およそ3つのグループが形成された。第1は、プロテスタントの牧師や官吏の 養成を重視する大学であり(ヴィッテンベルク、ハイデルベルク、ジュネーブ、シュトラスブルクなどの大学)、第2は、カトリックの反宗教改革に成功した大学である。司祭の養成を任務とし、イエズス会が主導権を握った(パリ、ルーバン、インゴルシュタット、ウィーン、グラーツ、ヴュルツブルク、ケルンなどの大学)。第3は、寛容を旨とし、学生の信仰に介入しない大学である。カトリックでは、パドア、シエナ、オルレアン、モンペリエの各大学であり、プロテスタントでは、ライデンや他の改革派のオランダの大学である⁵⁴⁾。

(b) ルター派の大学は、神聖ローマ帝国だけではなく、ヨーロッパ全域、とくに、イギリス、スカンジナヴィア、ロシアを含めた東ヨーロッパからも、学生を集めた。ルーマニア、クロアチア、トルコからも学生が来た。ライプチッヒ大学では、1550年には、入学者の3分の1は、外国人であった。各ラントの周辺部の大学は、近隣のラントからも学生を集めた。イエナ大学には、プロテスタントのオーストリア人、ドイツ語を話すポーランド人、ロシア人、ハンガリー人、ボヘミア人の学生がいたし、ロシュトック、グライフスヴァルト、ケーニヒスベルクの各大学には、バルト地域からの学生がいた。

ケルンとシュトラスブルクの両大学では、多くのオランダ人、フランス人、フランシュ・コンテやスイスの学生が入学した(ケルンはカトリック、1556年以降制限)。ヴィッテンベルク大学におけるルター派の牧師の養成と同様に、ハイデルベルク、ジュネーブの両大学では、改革派の牧師の養成が行われた。1600年に、ハイデルベルク大学の入学者の5分の2は、外国人であり、彼らは、シュトラスブルク、バーゼル、ジュネーブの各大学でも学んだ。改革派の学生は、スイスだけではなく、フランスや、オランダ、イギリスのほか、イタリアや東ヨーロッパからも来たのである。16世紀に、その他の国でもプロテスタントの大学ができ、17世紀には、オランダの大学が勃興した。ライデン大学は、

ハイデルベルク大学のように、1385年設立された後、カトリック、1558年にルター派、1559年に改革派、1629年にカトリック、1631年にルター派、1652年に改革派、1700年に改革派の講座を含むカトリックと変遷したところもある。

⁵⁴⁾ Rüegg, II, S.338f. (Reformation und Gegenreformation) 教育と宗教を分離した 態度は、貿易と宗教を分離した鎖国時代のオランダの対日政策とも共通する。

その中心となったのである550。

(c) 宗教対立の結果、カトリック諸国では、反宗教改革の大学が成立した。イエズス会の援助をうけ、古い大学を改革し、異端(Ketzerei)に対抗する組織を整えた。そこでは、哲学と神学が重視され、イタリアやスペインの大学では、古いローマ法に固執するイタリア学風(mos italicus)の法学方法論が好まれた。統計学や自然法などの新しい分野が登場するのは、17世紀後半であり、医学部の現代化は、18世紀であったから、カトリック諸国は、閉ざされた社会に関する学問と方法に閉じこもることが可能であった。しかし、新しい学問の取り入れが遅れ、大学の魅力を損ねる原因ともなった。スペインとその支配下のネーデルラント、またポーランドの状況がこれである。

バイエルンとオーストリアはやや異なり、啓蒙の精神にもとづく、より広い 教育も模索された⁵⁶⁾。オーストリアで強い官房学は、合理性を重んじることか

- 55) Rüegg, II, S.339f. (Protestantische Universitäten)
- 56) Rüegg, II, S.340f. (Katholische Universitäten) オーストリアでは、啓蒙の影響も 強かったからである。啓蒙専制君主の枠内でも、合理性の追求が必要となる。バイ エルンには、プロテスタントの大学(エルランゲン大学)があり、プロテスタント諸 国と接していることから、新思潮を切断することはできない。これに対し、スペイ ンでは、フェリッペ2世以後、自由は失われた。たとえば、16世紀前半に可能であっ たサラマンカ大学(1218/19年以前の設立)での地動説や聖書のスペイン語への翻訳 である (それ以前には制約はあっても、不可能ではなかった)。Rüegg, II, S.81, S.99. バイエルンのヴュルツブルク大学 (Julius-Maximilians-Universität Würzburg, Universitas Herbipolensis, Alma Julia Maximilianea) は、宗教諸侯の設立にかかる。 当初、1402年に、司教 Johann von Egloffstein により設立されたが(教皇ボニファチ ウス9世の特許状)、設立後じきに1413年には廃止された。直接の原因は学長の殺害 であるが、根本的原因は財政にあったと考えられる。ギムナジウムを大学にしたよ うなものであった。現在の大学の前身のギムナジウムが再建されたのは、1561年で あった。大学となったのは、宗教改革期の1575年である。反宗教改革の観点から皇 帝と教皇の特許状をえた。1582年に、司教 Julius Echter von Mespelbrunnにより開 学され、その後、こちらは中断されることなく存続している(大学名のJuliusは同人 にちなむ。Maxmilianは、バイエルン選帝侯、初代国王のマクシミリアン1世にちなむ)。 当初は、財政上の理由から、神学部と哲学部のみであった。医学部は、1585年に開

ら、宗教への縛りに消極的だったからである。16世紀と17世紀前半は、スペインとポルトガルの大学の(国内的意味における)黄金時代であった。サラマンカの神学学校とコインブラの法学、哲学の学校が主導的であったが、他国からの学生は多くはなかった。イベリア半島は、フェリッペ2世の時から、閉ざされた社会となったからである。今風に表現すれば、ガラパゴス化である。そこで、啓蒙の時代を経ると、一挙に時代遅れになったのである。

ルーバン、ケルン、インゴルシュタットの各大学は、反宗教改革の拠点であった。その影響は、かならずしも同じではない。インゴルシュタット大学では、外国人の法学生は1.5%のみであった。しかし、ケルンとフライブルク(ブライスガウ)の両大学は、ネーデルランド、スイス、エルザスなど近隣からも学生を集めた。ウィーン大学は、1530年まで、比較的国際性を有していた。その後、多くの大学が創設されることにより国際性を失い、17世紀に回復してからは(啓蒙の時期)、ポーランド、ハンガリー、ボヘミア、南ネーデルラントの学生を集めた577。

イエズス会は、ディーリンゲン、グラーツ、パダーボルン、オスナブリュック、バンベルクで大学を設立し、トリアー、マインツ、ヴュルツブルク、コイ

設された。カトリックの大学であり、のちにイエズス会主導となった。しかし、1734年に、司教Friedrich Karl von Schönbornは、非カトリックの学生の入学を認め、イエズス会の禁止された1773年に、司教Adam Friedrich von Seinsheimは、ヴュルツブルクのイエズス会の学校を廃止し、神学部に啓蒙的神学を導入した。これは、19世紀とバイエルンの支配後の基礎となった。バイエルンの啓蒙の精神への対処は、オーストリアと類似している。1765年のバイエルン民法典も、自然法的法典の先駆と位置づけられる。

ヴュルツブルク大学の設立は、1402年から計算すると、1409年設立のライプチッヒ大学よりも早いが(1379年のエルフルト*、1385年のハイデルベルク、1388年のケルン*、1402年のヴュルツブルク*、1409年のライプチッヒの各大学の順で、*は中断がある)、中断後の1575年から数えると、ライデン大学と同時となる。1582年とすると、エジンバラ大学と同時となる。あまり古い大学のないバイエルンではもっとも古い大学となっている。Ruegg, II, S.82.

57) Rüegg, II, S.341.

ンブラでは神学部において主導権を確保した。グラーツ、ヴュルツブルク、ディーリンゲンの各大学は、外国にも知られ、ハンガリーやポーランド、ボヘミアからも学生を集めた⁵⁸⁾。ボローニア、ローマ、フェラーラ(1391年ボニファチウス9世の特許状で設立。1394年廃止、1430年に再建)、ペルージア(1308年に、クレメンス5世の勅書により設立)などのイタリアの教皇領の大学は、カトリック信仰への義務が強いために、多くの外国人学生を失い、残った外国人も、カトリックの学生のみであった。

(d) 1600年ごろ、パドア大学は、その寛容政策のために、ボローニア大学よりも外国人を集めた。ヴェネチア共和国では宗教の縛りは弱い。まず、教皇ではなく、皇帝が学位授与の権威となるフィクションによって逃げ道が開かれた。さらに、外部の権威ではなく、大学自体の権威によって学位を授与する方式が生み出された⁵⁹⁾。ローマ法継受以来、アルプス以北の諸国の学生は、イタリアの大学の重要な顧客だったからである。

講義内容においても、パドア大学は、1578年に、ドイツ人学生の希望に即して、ローマ法のパンデクテンの授業に、フランス風の人文主義的方法 (mos gallico) をも導入した⁶⁰⁾。フランス学風は、アルプス以北の専売特許ではない

1470年設立のヴェネチア大学は中世に廃止され、現在の大学は1868年に商科大学として設立された。完全な大学となったのは、戦後の1968年である。

⁵⁸⁾ Rüegg, II, S.342. ポーランド、ブラウンスベルク、レンベルク、ヴィルナ、トゥルナウ、プラハには、Clementinumと呼ばれるイエズス会の専門大学があった。

⁵⁹⁾ Rüegg, II, S.342. (Tolerante Universitäten)

⁶⁰⁾ Ib. 1222年設立のパドア大学は、イタリアではボローニア大学についで古いが、自由な大学として知られる。その起源は、ボローニア大学の教授と学生が自由を求めてパドアに移った時とされ、中世の多くの大学のような教皇や皇帝の特許状によっていない。同年の大学機構に関する文書があるだけである。それ以前には、司教座の教会学校があり、そこでは神学とカノン法が教えられていた。また、自由学芸の学校もあった。司教と市長が上記のボローニアからの教授と学生を保護したことから、大学が成立したのである。近隣のVicenza大学が1209年に閉鎖され、その学者も招聘された。開学の経緯は、ライプチッヒ大学やケンブリッジ大学と似ている。Rüegg, II, S.81f.

のである。そして、トスカナ(フィレンツェ支配下)のシエナ大学(1246年設立)は、外国人学生を集めるために、もっと現世的な方法を生み出した。1596年に、ドイツ人、ネーデルランド人、ポーランド人、ボヘミア人のために、郷土食のある宿泊施設を作ったのである。フランスでも、1598年のナントの勅令(アンリ4世)による宗教的な和解は、大学の寛容策を引き出した。16世紀の後半まで、オルレアン、モンペリエ、パリの諸大学に外国人の学生は多くはなかったが、17世紀には、増加した。オルレアン大学は、1688年まで、ドイツの法学生に人気のある大学であった。しかし、ナントの勅令の廃止(1685年)とルイ14世の戦争政策によって、オルレアン大学からも、モンペリエのような医学の中心地からも、外国人学生は失われたのである⁶¹⁾。

大学への人材の招致と卒業生による技術流出は、今日的な課題でもある。先導的な大学には特徴がある。イスラムの影響をうけたスペインの初期の大学、宗教改革後のヴィッテンベルク大学、15世紀後半から16世紀のライプチッヒ大学、17世紀のライデン大学などは、新しい時代の思潮をうけたことによって、広範な地域から学生を集めた。ヨーロッパの大学は標準化されていたことから、早い時期から国際的な競争の中にあったのである。啓蒙や官房学の採用も大学の魅力を強めた。国際競争に打ち勝つためには、自由な環境と多くの場合には、思想的・経済的・政治的なバックボーンが必要であった。そして、多くの人材を集めた大学は、高い学問水準を獲得し、ますます多くの人材を集めたのである。学問の世界は、つねにマタイ効果に満たされている⁶²⁾。その例は、19世紀

⁶¹⁾ Rüegg, II, S.343.

⁶²⁾ マタイ効果は、新約聖書マタイ伝13章12「持っている人は与えられてもっと豊かになり、持っていない人は持っているものまで取り上げられる」(新日本聖書刊行会2017年新改訳)に由来し、社会学者のマートンにより論文生産性について唱えられた現象である。すぐれた業績をあげ広く承認された者は、知名度が高く学界から注目され、いっそうの研究を期待される。それゆえ、研究の資金や便宜を与えられ、ますます研究の成果があがる。無名人なら無視された研究も広く注目され、共同研究もその者の研究であるかのようにみなされる。すでに確立している成果も、その者のテキストを通じて引用される。後光効果ともいわれる。【大学】410頁参照。

のドイツの大学や、現代の国際関係でアメリカの大学が独り勝ちであることにもみられる $^{63)}$ 。

こうした正の循環を獲得するのはむずかしいが、失うのは容易である。ナントの勅令の廃止は、外国人の招致を無にしただけではなく、フランス国内のユグノーの亡命を招き、フランスは、他国の学生だけではなく、自国の商工業の担い手をも失い、産業の衰退を招いた。フランス革命の遠因の1つともなった。そして、失敗の原因は勝機が失われたときには、ほとんど意識もされないのである。

(e) 19世紀になると、宗教の意味は大幅に減退した。大学がプロテスタントであるか、カトリックかを問うことなく、いずれの宗旨の学生も受け入れる

近時の理工系の論文で、多数の共同執筆者が列挙され、その中にはわずかな貢献 しかない者が含まれるのも、著名人を含める方が注目を集め、新たな予算獲得に有 利だからである。後光は、しばしば弟子にまで及ぶのである(世襲も親の七光りを用 いることから、類似の効果がある)。

63) 自由かつ経済的なバックボーンをそなえたアメリカの大学は、第二次世界大戦後の人材獲得競争に成功し、学問の中心地をヨーロッパから奪う結果となった。人材は、世界中から集まり、その人材がアメリカの水準をいっそう高めたのである。

近時、中国は、「千人計画」などによって、外国の優秀な人材を招致することを目指しており、アメリカでは、これを機密情報の流出プログラムと位置づけている。 経済的厚遇によって人材を招致することは、かつての日本のお雇い外国人の招致の方法でもある。日本の場合は、学問的・技術的基礎が固まると、次世代では外国人を日本人に置き換える政策がとられたことから(過重な軍事費を支出していた、当時の日本の経済力の限界でもあった)、最先端の水準は維持されなかった。あとは留学によって補完するだけであったから、日本は、トップの国や大学に対して人材を供給する側にとどまったのである。

留学生などの人材の招致は、(帰国すれば)技術の流出の契機となるが、同時に(招致国の)学問と技術の水準を高める主要な原動力ともなるから(帰国しないまま招致国に定着する場合)、両者のバランスはむずかしい問題となる。複数の先進国が並立しうる20世紀までのモデルでは、学問と技術の水準は必ずしもトップである必要はなかったが、21世紀のモデルでは、産業のトップの独占が生じることから、人材の招致はますます重要な課題となる。

ことが通常となった。とりわけ、国家試験と関係のない学部では、宗教の意味はほとんど失われた。たとえば、自然科学系の学部や商学や経済、社会などの新規の分野の学部である。哲学部の新たな分野は、外国人学生を集めた。そして、国家試験があっても、医学部では専門能力だけが審査された。中世の医学はイスラムの影響をうけたことから、医学部では、伝統的に宗教に寛大であった。宗教がよき治療をするわけではないからである。しかし、19世紀の間、各国は、なお聖職者や官吏の宗教を管理していたから、神学部、法学部、教職では宗教の意味は無視することはできない。宗教が意義を失うのは、信教の自由が肯定される第一次世界大戦後までもちこされたのである。

(3) カトリックのオーストリアでは、18世紀までイエズス会の強い影響力が みられた。これに対し、世俗国家による嫌悪から、1733年に、イエズス会が禁 止された。これは、教皇権からの世俗国家の独立を目ざすものであり、プロテ スタント諸国の宗教改革にも対応するものである。それと同時に、大学を Lyseumに縮小して、より自由な専門家の養成を目ざす動きがみられた。

大学がふたたび展開するのは、19世紀になってからである。中世の3専門学部に加えて、学芸学部を哲学部とし、専門学部と同等に位置づけた。さらに、哲学部から、自然哲学の諸分野が発展・拡大し、ついには、自然哲学・自然科学が大学の中心となる。20世紀は、多数の分野の分離と再構成である。中世の大学は、単純に、この19世紀の形態に結合しているわけではない。19世紀までの中間期に、種々の改革のあったことが注目されるべきである。

2 ドイツのカトリック系大学の変容

(1) 上述の構造は、ドイツでも共通している。他のドイツのカトリック系の大学でも、オーストリアの大学と同様の傾向がみられる。イエズス会の影響とその衰退、18世紀末の大学そのものの衰微などである。プロテスタント系の大学とはかなり異なる。

また、ひとしく聖界3諸侯の都市(ケルン、トリアー、マインツ)であって も、その大学の由来は、必ずしも同一ではない。いずれも、カトリックの大学 であり、プロテスタントの大学の多いドイツでは、南ドイツの大学と類似して いる。すなわち、オーストリアの大学と同様に、イエズス会の影響が強かったことである。中でも、イエズス会の影響の大きかったのは、トリアー大学である。

- (2) ケルン大学 (Alte Universität zu Köln) は、帝国自由都市でもあったケルン市の主導した大学である点で、スイスの大学と共通する。形式上、諸侯や司教によらない大学は、ドイツにはあまり多くない。ケルンは、大商業都市であり、ハンザ同盟の主要都市でもあったから、大学を支える経済力を有したのである。もっとも、形式は司教の主導でも、後述のトリアー大学のように、実質的に都市が支える例は多い。ケルン大学の設立は、エルフルト大学設立 (1379) 年とほぼ同時期であり (1388年)、前述のように先例となった。1556年に、イエズス会のギムナジウムと統合した(Gymnasium Tricoronatum)。都市の力を背景に、中世では大きな大学であったが、ケルンは、1794年に、フランス革命軍によって占領され、大学も閉鎖された。現在の大学 (Die Neue Universität) は、約120年後の1919年に設立された⁶⁴⁾。第一次世界大戦後の大学進学率の増大に伴う大衆化の時代の大学の1つとなった。
- (3) (a) ケルン大学における選帝侯の関与が名目的であるのに対し(ケルン 選帝侯が主導したのはボン大学である)、同じ聖界選帝侯の都市であっても、 トリアーとマインツでは、大学の設立は、選帝侯の主導によって行われ、その 維持にも貢献した。

トリアー大学は、選帝侯・大司教のヤーコプ 1世 (Jakob I. von Sierck. 1398-

64) Rüegg, II, S.82. ケルン大学の教授については、Augsberg/ Funke (hrsg.), Kölner Juristen im 20.Jahrhundert, Beiträge zu einer Ringvorlesung an der Universität zu Köln. Sommersemester 2010 und Wintersemester 2010/2011. 2013.

Schwinges, Rektorwahlen: Ein Beitrag zur Verfassungs-, Sozial- und Universitätsgeschichte des alten Reiches im 15. Jahrhundert. Mit Rektoren- und Wahlmännerverzeichnissen der Universitäten Köln und Erfurt aus der zweiten Hälfte des 15. Jahrhunderts, 1992.

ケルン大学の設立が市民に主導されたことから、中世のケルン大司教は、ボンや ミュンスターに大学を創設することに努力した。開学したのは、18世紀末である。 1456,位1439-1456)によって基礎づけられた。大司教は、ローマを訪れたときに、枢機卿の Nikolaus von Kues (Nicolaus Cusanus, 1401-1464)と会い、彼が故郷に大学を設立したいとの希望を述べたことをうけ、1454年に、教皇ニコラウス5世の許可状をうけた。枢機卿 Nikolaus は、著名な哲学者で、神学者でもあった。中世後期から近世初頭のドイツ人文主義者であり、バーゼル公会議では、教会改革を主張した。しかし、大司教は、翌年死亡した。後継者のヨハン2世(Johann II. von Baden, 1434-1503、位1456-1503)にとっても、実現は容易ではなかった。

そこで、トリアー市が、1472年に、2000グルデンを出資し、1473年に大学を開いたのである。当初から中世の標準である 3専門学部と哲学部であったが、教師の多くは、司祭の副業と私講師であった。それでも、市の財政を圧迫した(その 1割を占めた)。トリアーの人口は、1363年の 1万人から、1542年には8500人に減少した(1350年ごろペストの流行、1356年に金印勅書、1400年ごろフス戦争、1517年から宗教改革)⁶⁵⁾。1561年に神学部長の Ambrosius Pelargus(1493-1561、ドミニコ会神学者)が亡くなっても、後任は埋まらなかった。

1560年に、選帝侯 (Johann VI. von der Leyen, 1510-1567,位1556-1567) は、イエズス会の後援をうけ、神学部と哲学部はその影響下に入った。他の学部、とくに法学部は影響をうけなかった(1667年に影響を排除)。大学は、その後も低迷した。1722年に、選帝侯 (Franz Ludwig von Pfalz-Neuburg, 1664-1732,位1729-1732) が人件費の公費負担を決定し、著名な学者の Johann Nikolaus von Hontheim (1701-1790) を招聘した(1733年に、トリアー大学の Codex,

⁶⁵⁾ もっとも、トリアーは、現在でも人口11万人の小都市であるが、大聖堂には、キリストの聖衣といわれる聖遺物が存在し、中世から多くの巡礼を集めた。大聖堂と聖母聖堂と、ポルタ・ニグラやローマ浴場などのローマ遺跡群はユネスコの世界遺産でもある。モーゼル・ワインの大産地でもあり、産業上豊かな都市である。聖アンブロシウスの出身地でもあり、大司教座がおかれるだけの理由はあった。近代では、マルクスの出身地でもある。

本文のHontheimについては、Kraus, Franz Xaver, Hontheim, Nikolaus von, ADB 13 (1881), S. 83f.; Raab, Heribert, Hontheim, Nikolaus von, NDB 9 (1972), S. 604.

Pandekten 講座の教授。1738年には、コブレンツの教会裁判所の長官・Offizialat, 1742 年に、大司教の顧問官、1748年に司教補佐・Weihbishof)。

その後、イエズス会の影響を脱するための動きが強まり、1764年には、イエズス会から独立した第2神学部ができ(ベネディクト会)、他の学部でも、イエズス会と関係のない講座ができた。さらに、1773年に、教皇によってイエズス会が禁止されたことから、イエズス会の神学部と哲学部は分離され、神学校(Seminarium Clementinum)となった。1794年に、トリアーがフランス革命軍に占領されると、ケルン、マインツの両大学とともに、大学は閉鎖された(最終的に1798年に廃止)⁶⁶⁾。現在の大学が設立されたのは、約170年後の1970年である。第一次、第二次の両大戦を経て、さらに戦後のベビーブームの世代の進学時期まで遅れたのである。

イエズス会の廃止には、2つの影響がある。イエズス会が啓蒙の精神を抑圧しようとしたことは、大学の魅力を減退させ、その衰退を招いた。新しい分野の学問の導入をも妨げた。18世紀の大学の低迷の原因ともなっている。対応は、2つある。1つは、イエズス会の禁止とともに、大学も廃止される場合である。時代に遅れ、最後の支えをも失ったからである。1800年前後には、多数の大学が消滅した。他の1つは、啓蒙専制君主であるヨーゼフ2世のように、宗教の影響を除去し、大学改革を行い、あるいは大学をLyzeumに転換するものである。ここでは、大学は、国民国家(あるいはそれに準じるもの)の要請に応じ

66) Rüegg, II, S.82. トリアー大学とその教授については、Krause, Rechtswissenschaften in Trier. Die Geschichte der juristischen Fakultät von 1473-1798, 2007. また、教授陣の給与や教授陣の特質については、独法106号23頁以下参照。とくに教会法学者について論じた。

Peter-Stephan Berens, Trierer Juristen, Die Mitglieder der Juristenfakultät und ihre Einbindung in Ämter und Bürgerschaft der Stadt von 1600 bis 1722, 2008. トリアー大学の略歴については、独法106号23頁参照。

戦後のベビーブームは、日本だけの現象ではない。フランスやイギリス、北欧でも大きかったが、ドイツやスイスではそう大きくはなかった(オーストリアでは大)。イタリアや南欧では、小さかった。しかし、戦後の大学進学率の増大は、多くの大学設立の契機となったのである。

て、官吏の養成機関として再生するのである(オーストリアで長く有力であった官房学は啓蒙専制国家の産物である)。18世紀後半のプロテスタント系のハレ大学の再生に対応する。プロテスタント諸国の改革は、カトリック諸国にも無縁ではなかった。そして、1800年代の初頭には、フンボルト改革のような新たな位置づけも、各国で登場したのである(ベルリン大学やミュンヘン大学など)。

しかし、南欧やフランスの大学は、こうした変動とは無縁であった。イエズス会が廃止されても、これに対抗する勢力はなかったから、他の会派が間隙を埋めるのみで、微温的な状況は19世紀前半まで続いたのである。

(b) トリアー大学における変遷を歴代の学長や人事の面から検証してみよう。大学の性格の変遷が、この人事に端的に反映されているからである。

図1は、トリアー大学の学長の一覧である(一部)。中世の大学では、ラントの君主が名目的に学長となる例が多いが(マールブルク大学などで検討した⁶⁷)。その場合には、副学長が実質的な学長となる)、初期のトリアー大学では、実際の教授から選任されている。当初は、複数の学部から選任されていた。その時期には、哲学部や法学部の出身者が多くみられた。医学部出身の学長は少なく、1500年までに2人のみである。神学部出身者も4人だけであった。また、各学長の在任期間は、長くても2年で、毎年選挙が行われていた。他の大学と同じであり、こうした状況は、1530年ごろまで続いた。1530年ごろから、5年も在任する者が増えたが、法学部や哲学部の出身者も選任されていた。

中世の専門3学部のうち、医学部の出身学長はきわめて少ないが、これは、学部に教授がいたのは、創立当初と1722年から1798年の間だけだからである⁶⁸。中世の小規模大学において、専門3学部すべてを充実させるのは、困難

⁶⁷⁾ Krause, a.a.O., S.438 (Die Rektoren der Universität) マールブルク大学の学長がヘッセンのラント君主であり、副学長が実質的な学長であることは、【歴史】105頁、113頁。同様の例は、ゲッチンゲン大学、エルランゲン大学でもみられる。同247頁、309頁。そこでは、ハノーバーやバイロイトのラント君主が形式的な学長である。また、法学部の人的構成の変遷については、ib., S.444. ほぼ1540年から1600年のころが、もっとも人員が減少した。法学部の詳細については、法学部を主題とする別稿による。

であった。しかも、イタリアと異なり、ドイツの中世の医学部は、あまり実務家養成に貢献しなかったから(フランスも同様である。医学博士よりも実務家として床屋が重視された)、人員も欠けがちだったのである。また、トリアー大学で特有な事由として、イエズス会の進出も、神学部と哲学部に限られたことがある。さらに、法学部で、1578年に、Flade, Homphaeus, Schröder, Limperによって行われたような学部の改革も、医学部では行われなかった。1722年の改革以後は、政府の主導がいちじるしい。医学部も再興されたが、給与をうけたのは、2講座のみで、その1は、医学部教授(1723-1740のPfalzel, 1749-1776のSettegast, 1777-1798のHett)で、もう1つは実務家であり(1723-35のBossard, 1735-1774のLeveling, 1776-1798のDörner)、あとは無償の員外教授の講座が1であった。

大学が大きく変化したのは早く、1550年である。このころから、神学部の聖堂主事が学長に選任される事例が増加した。同時に、イエズス会の影響力が増大した。1560年に、神学部と哲学部がイエズス会の下に入ると、ほとんどの学長は、この2学部(とくに神学部)の出身者となった。学長選出にあたり、2学部と法学部が対立する構造がしばしばみられる。1586年の法学部の学長は、47年ぶりであり、1639年の法学部の学長は、38年ぶりであった。1657年のHollerが法学部からの最後の学長となった。もっとも、明確なイエズス会の学長は、1580年のXantenis(イエズス会学校の校長)、1585年のGibbon(同)、1590年のCarolus(イエズス会の学事長)など、わずかである。学長の選任に、ラント君主の意向が反映され独占を防止したとも(教皇至上主義のイエズス会は、必ずしもラント君主の利害と一致するわけではない)、学長の権限が限定的で独占する価値が少なかったとも、考えられる。あるいは、イエズス会側が神学部と哲学部を主導することで満足したのかもしれない。もっとも、学長も、イエズス会士でないとしても、おもに神学部の関係者である。イエズス会の影響力の実質は、確保していたといえよう。

⁶⁸⁾ Krause, a.a.O., S.420. 近時の研究では、他の時期にも活動していたとの見解もみられる。

教育の起源が教会にあったことから、初期の大学において神学部が中心的な役割を果たすことは他の大学でもみられる。たとえば、ライプチッヒ大学である。しかし、それらでは、しだいに専門の3学部の発展がみられたのであり、これとは逆なトリアー大学の歴史は、特異ともいえる。イエズス会主導となったことの結果ともいえる。イエズス会主導の大学には、共通する性格であろう。プロテスタントの大学の一部の神学校化と対応でき、宗教対立の激化の時代の産物ともいえる。

1570年ごろは、法学部も衰退期である。その後の改革によって命脈は保たれ、 法学部出身の学長も、1590年から1600年ごろ、および1639年から1657年に数人 ずつ選任されたが、1657年以降は、見いだされない。あとは、もっぱら神学部 の出身者だけであり、トリアーの聖堂主事や関係者、近隣の宗教施設の責任者 が選任されるようになったのである。初期のバーゼル大学と同様である。1773 年の禁止まで、イエズス会の主導が行われた結果である。また、その在任期間 も、5年以上となることが多く、1700年以降は、8年や9年にも及び、1731年の Mannheim. Modestus Abt St.Matthiasでは、22年にもなったのである。こうし た状況は、大学が低迷し、人的資源が乏しくなったことによるが、1722年に人 件費が公的負担になっても変わらなかった。また、イエズス会の影響が弱まり、 第2神学部のできた1764年以降も変わらなかった。1773年のイエズス会の禁止 後も同様である。最後の学長 Wittmann. Willibrord Abt St.Maximinの在任期 間も、16年になる。交代のある初期の状況や、他の大学におけるほぼ毎年選挙 が行われ、学長(ラント君主が学長の場合には、副学長)が交代する構造とは、 いちじるしく異なっている。こうした相違が、トリアー大学に特有なものか、 君主制的なカトリックの構造に根ざすのかの解明には、他の大学をも検討する 必要がある。分権主義的なプロテスタント系の大学の学長選任とはかなり異な る。

大学の後期の期間、近隣の宗教施設の関係者が学長となることが多いが、ドイツ騎士団の管区長などが含まれている。ドイツ騎士団は、プロイセンのそれが著名であるが、プロイセンの本土(東プロイセン)では1523年にルター派に改宗し、世俗の公国となっている。しかし、神聖ローマ帝国内では、旧来の団

体が残ったから、カトリックとしての職も残ったのである。1662年のSchmidtburgと1772年から9年間も学長をしたBoos-Waldeckにみられる。プロイセン以外の地域では騎士としての意味はすでに失われていたから、実質は所領の管理と聖職禄保持ということである。また、司教座の聖堂主事や聖堂主司祭、聖堂主事代理(Domherr, Dompropst)が多数学長となっているが、ほかには、修道院長(Abt)の肩書の者も多い。当時近在にあったSt.Matthias, St.Maria ad Martyres, St.Maximinなどの修道院である。同じく司教の設置にかかるWürzburg大学でも、Domherr, Dompropst, Domdekanなど宗教関係者が多数学長となっている(Domherrだけでも30人。ラント君主の意向をうけており、最高学長制の変形といえる。1805年のバイエルン時代から副学長制、1828年から学長制)。

(4) マインツ大学は、1476年に、マインツ選帝侯・大司教のアドルフ 2世 (Adolf II. von Nassau, 1423-1476、位1461-1476)が教皇シクストス 4世 (Sixtus IV)の特許状をえたことを基礎とする。アドルフ 2世が死亡したことから、実際の開学は、1477年であった(選帝侯は、つぎの Diether von Isenburg, 1412-1482,位1477-1482)。1562年から、イエズス会の影響が始まり、1615年には、その主導下におかれた。選帝侯 Friedrich von Erthal (1719-1802,位1774-1802)は、大学を改革しようとし、財政援助のために、1781年に、いくつかの修道院財産を大学に与えた。しかし、トリアー大学と比しても、この改革は遅すぎた。フランス革命の余波で、1790年に暴動が起き、1792年のマインツ共和国の成立とプロイセンによる打倒という混乱の結果、大学は機能を停止した(1792年に、Aschaffenburgに移転)。1794年に、大学は閉鎖された。医学校・École spéciale de médecine や、その後継の医学部のみが独立して残った⁶⁹⁾。現在の大学が設立されたのは、約150年後の1946年である。第二次世界大戦後の産物である。

⁶⁹⁾ Rüegg, II, S.82. マインツ大学の教授については、Gerlich, Verzeichnis der Professoren der alten Universität Mainz, 1986.

3 大学の組織形態に与えた宗旨の影響

(1) 中世の大学においては、講座の数が限られていたことから、管理職である学部長や学長について、回り持ちの形式がとられる例が多い⁷⁰⁾。たとえば、マールブルク大学の法学部では、当初3講座、ついで 4講座のみがあったことから、この少ない人数の教授が、順次学部長となり、しかも同じ大学に長期間いることから、繰り返して学部長を勤めた。法学部第 1位の教授⁷¹⁾(Erster Professor, Professor primarius)は、先順位の教授がいる限り空席にはならないから(転任しない限り、終身である)、半年あるいは 1年ごとに変更される学部長などよりも価値があった。たとえば、マールブルク大学の137 Heistermann(1538-1568)は、1567年に、122 Oldendorp(1487-1567)が亡くなった後、法学部第 1位の教授(Professor Primarius)となったが、1568年に亡くなった。122 Oldendorpは、1540年からマールブルク大学にいるが、先任の121 Brechterが、1540年までしか在籍しなかったので、20年以上も法学部第 1位の教授の地位にあったのである(【歴史】67頁)。

同様のことは、学長についてもいえ、学長も、中世の標準である4学部では、たかだか10人程度の教授の間で、回り持ちされる。そして、その場合、学部の教授の数が同程度であれば、回り持ちされ、おおむね学部間でローテーションにされる。

ただし、中世の特徴は、もう1つあり、教授の間で回り持ちされるのは、「学長」とは限らないことである。大学の最高学長(Rector magnificentissimi)は、しばしばラント君主とされたからである。その場合に、回り持ちされるのは、「副学長」(Prorektor)の方であり、この場合には、事実上のトップは、この副学長である。最高学長は、自動的にラント君主とされたからである。この形式が完全に崩れるのは、第一次世界大戦により、ラント君主がその地位を退い

⁷⁰⁾ 独法105 号72頁、111 号19頁参照。

⁷¹⁾ 独法 108号31頁、35頁参照。マールブルク大学で、このタイトルの最後の保持者は、189 Georg Friedrich Carl Robert(1765-1833)であった(数字は、Gundlachの整理番号)。Gundlach, infra. (後注72)), S.117f.

てからである (Rector magnificus) 72)。

同様の扱いは、マールブルク大学(ヘッセン選帝侯国)だけではなく、ゲッチンゲン大学(ハノーバー王国)、エルランゲン大学でもみられた(当初バイロイト侯国、プロイセンから、のちバイエルン王国)。ここでも、学長は、ラント君主がなったから、侯国がプロイセンに譲渡されたときには、プロイセン国王が学長となったのである。ゲッチンゲン大学でも、学長は、ハノーバー選帝侯(のち国王)であった。

マールブルク大学の学長制



しかし、大学の利権などは小さく、またラントによっては複数の大学を有する場合もある。ラント君主が形式的に学長となっても、実務をするわけではない。「最高学長」といっても、実質的には無意味である。そこで、大学によっては、必ずしもこうした形式をとっていない。ライプチッヒ大学がこれにあた

72) 大学の学長のリストは、各大学の大学史には必ず付加されるほか、HPにもみられる。とくに、東ドイツ地域の大学や東ヨーロッパの大学は、沿革や伝統を掘り起こすことに熱心である。エルランゲン大学の副学長(1920年から学長)では、Wittern、Die Professoren und Doenten der Friedrich-Alexander-Universität Erlangen 1743-1960, Teil 1, 1993, S.183ff. ゲッチンゲン大学の副学長は、Ebel, Catalogus professorum Gottingensium 1734-1962, 1962, S.23ff.トリアー大学の学長は、Krause、a.a.O. (前注66)), S.438ff. (Die Rektoren der Universität).マールブルク大学では、学長の時期と副学長の時期が混在している。Gundlach、Catalogus professorum academiae Marburgensis, Die akademischen Lehrer der Philipps-Universität in Marburg von 1527 bis 1910, 1927, S.543ff. また、ライプチッヒ大学、ロシュトック大学、ハンブルク大学では、それぞれHPにRektoren und Dekane der Universität Leipzig 1409-1947; Catalogus Rectorum Academiae Rostochiensis, Rektoren der Universität Rostock 1419-2019; Hamburger Professorinnen- und Professorenkatalog, Rektoren/Präsidentinnen und Präsidenten der Hamburger Universität.

- り、中世から学長は教授から選任されている。これには、大学がラント君主の設立によったのではないという歴史も影響している。バーゼル大学でも同様である。しかし、ラント君主が大学を設立した場合でも、トリアー大学の学長は、教授がなっており、ロシュトック大学でも同様である。どこから、こうした差が生じたかは必ずしも明確ではなく、厳密には伝統によるとのみいうことが可能である。地理的な問題というわけでもない。
- (2) 学長の地位決定に、もっとも関係するのは、大学の宗旨である。中世の大学は、教皇や皇帝から特許状を獲得して設立された。その場合の主体は、諸侯や都市であったが、とくに大聖堂付属の学校を基礎とする場合に、その長に、ラント君主がなることは、シモニア、聖職売買と同様に忌避される(司教がラント君主の場合は聖職者であるから問題ない)。実際にも、大学の尚書、のちには理事長には近隣の司教やその属官が就任する例が多かった。大学がカトリックの場合には、最高学長にふさわしいのは教皇か皇帝ということになろう。しかし、教皇も皇帝も、多数の大学の学長を兼任できるわけはなく、また学長職などに興味があるはずもなかった。聖職禄のように収入を伴うものではなく、むしろ支出の方が大きいからである。

プロテスタントの場合は異なる。ラント諸侯は、宗教改革によって教会の首長となった。この形式は、イングランドの首長令(1534年 Act of Supremacy)にみられ、アウグスブルクの宗教和議(1555年)でも、領邦君主にカトリックか、ルター派の宗教選択権が付与されている(cuius regio, eius religio 支配する者が宗教を決定する。教派属地権⁷³⁾)。大学は、宗教改革の開始した近世初期には、中世と同様、教会と並んで重要な営造物であった。諸侯

⁷³⁾ 教会法学者のステファニの理論である。独法 106号40頁参照。アウグスブルク宗教和議では、ルター派のみが公認されたが、宗旨を属地管理するなら、改革派の場合にも、その首長の宗旨によるべきことになり、1648年のウェストファリア条約では、実際にそうなったのである(改革派を含めた属地主義)。改革派のマールブルク大学の学長にヘッセン・カッセルの大公がなるのはこれにもとづいている。もっとも、前注24) のように、マールブルク大学は、プロテスタントの大学でも皇帝の大学特許状を獲得している。

の見栄から設立された大学もある。そこで、諸侯は、大学においても、みずからが首長となったのである。日本人には理解しがたいが、大学と教会は、類似した性格を有する。ドイツの小諸侯は、その領域に1、2の大学しか有しなかったから、教会と同様に、自分が長となったのである。ヘッセンやハノーバーといった小邦で最高学長制が強いのは、その趣旨である。バイエルンはカトリックであるが、エルランゲン大学は、プロイセンの大学の時期を経ているから、その伝統によれば、カトリックの首長でも最高学長たりうる。マールブルク大学も、ゲッチンゲン大学も、宗教改革後のプロテスタント系の大学であるから、ラント首長が学長となるのは自然である。カトリックの大学が宗教改革をした場合でも、その時点から首長が学長となる。歴史の古い大学で、ラント首長が学長になるのは、その趣旨である。

しかし、つねに最高学長制がとられるわけではない。トリアー大学は、カトリックの大学であることから、またイエズス会による支配が顕著であったことから、最高学長は置かれていない。1802年までのヴュルツブルク大学では、司教のほか宗教関係者の数年ごとの学長就任がみられる(変則的な最高学長制)。ロシュトック大学(1419年設立)は、1531年に宗教改革をしているが、最高学長はおかれず、学長は教授から選任された。最高学長制は、小国の分裂した、またプロテスタントの強いドイツの地域的な特色といえるが(諸侯の設立した大学が多いことも影響⁷⁴⁾)、宗教改革をすれば必ず採用するというわけでもない⁷⁵⁾。マールブルク大学でも、混在しており、1531年から1727年までは学長制で、

⁷⁴⁾ ここでも教会との対比でいえば、君主が設立した私有教会の司祭をみずから任命することは、叙任権闘争以来、シモニア、聖職売買として禁じられた。宗教改革が、教会も国家の一部であることを承認し、君主を首長とし、司教の任命権をも認めるなら、君主がみずから設立した大学の長となることを制限する理由はないのである。また、聖職ではないから、カトリックの場合でも、シモニアにあたることはない。

⁷⁵⁾ また、近世をモデルにした大学には、変種もある。最高学長制は外国でも行われ、 ワルシャワ大学が設立者のロシア皇帝を学長とみなしたことにみられる。ポーラン ド国王を兼任したからである。この場合の宗旨は、ロシア正教であり、カトリック でないことを強調する(民族主義を否定する)ことに意味があったわけである。

最高学長になったのは、1727年のヘッセン・カッセル大公フリードリヒ2世 (1720-1785) がこの称号を望んでからである (1869年まで)。第一次世界大戦を待たずに、1869年には、最高学長制は、廃止された 76 。

(3) 最高学長は形式であるが、副学長や教授(評議会、理事会)による学長の選任は、もう少し大学の運営にかかわっている。19世紀後半のライプチッヒ大学にみられたのは、4 つの学部によるローテーションである(神学→哲学→医学→哲学→法学→哲学の順。哲学は自然哲学が入り3倍)。類似の方法は、エルランゲン大学でも、18世紀、19世紀の後半にみられる(1782年ごろに、法・医・哲・神、1821年ごろは、神、医・哲・法にずれ、1860年ごろは、法・医・哲・神に戻っている)。しかし、学部ごとの持ち回りを実現するためには、これらの大学のように、学部間に人的な釣り合いのとれていることが必要である(ライプチッヒ大学では、哲学部のみ3倍)。19世紀の後半は、ちょうど釣り合いがとれていたのである。その後は、医学部と自然哲学の教授が増大して、ローテーションは不可能となった。また、その前は、大学ごとの事情で不可能であった。ライプチッヒ大学は、設立当初、神学部が中心となったことから、設立後相当の期間、神学部出身の学長が多数であった。その後、あまり片寄りはなかったが、順送りのローテーションではなかった。完全なローテーションは、19世紀後半のみである。逆に、ロシュトック大学は、当初、神学部を設置

⁷⁶⁾ Gundlach, a.a.O., S.457, S.550. Reskripts des Ministers der geistlichen usw. Angelegenheiten vom 13.9.1869. 廃止の原因は、1866年のプロイセンとオーストリアの戦争によって、オーストリアに与したヘッセン選帝侯国がプロイセンに併合されたことにある(ギーセン大学のあるヘッセン大公国は存続)。多数の大学を有するプロイセンでは、こうした称号は不要になったのである。エルランゲン大学も、バイロイト侯国からプロイセンに譲渡された後、プロイセン国王が最高学長となったが(1806年には、フリードリヒ・ウィルヘルム3世が最高学長)、1806年にフランスに占領され、1810年にバイエルンに侯国が売却されるまで、最高学長は不在である(1810年からバイエルンのルードヴィヒ1世が最高学長)。ナポレオンやその傀儡を学長としたわけではない。Wittern, a.a.O., S.183. 大国の君主にとっては不要な肩書にすぎない。

できなかったことから、学長も法学部と哲学部の出身者がほとんどであった。17世紀(1640年以降)には、哲学部が激減し、哲学部が復権したのは、18世紀後半(1760年以降)である。19世紀は、学部ごとの隔たりはないが、必ずしも順繰りというわけではない。トリアー大学には、当初、4 学部の出身者がみられたが、17世紀に、イエズス会が神学部と哲学部を支配したことから、以後の学長は、神学部の出身者のみとなった。管理職の人事には、こうした各大学や講座の性格が反映されている。

(4) 学長の任期が半年というのは中世には稀ではないが、近世にはおおむね1年となった。この短い任期が実質化されるのは遅い。バーゼル大学では、1997年のRené L. Freyまでが1年ごとであり、その次のUlrich Gäblerから、1998年-2006年の在任期間となった。以後は、Antonio Loprienoが2006年から2015年、Andrea Schenker-Wickiが2015年以降となっている。後者は、経済学者で、初の女性学長である。

また、新しい大学であるハンブルク大学でも、初代のラートゲンは、1919年のみで、その後も1年交代である。政治主導のはやったナチスの時代に1934年のAdolf Reinが4年、Wilhelm Gundertが3年、Eduard Keeserが4年と長期化したが、1945年以降は、1、2年の在任期間(1年ごとの任期)に戻った。しかし、1969年のHansjörg Sinnが1年Rektorをした後は、Präsident制となり、Peter Fischer-Appeltは、1970年から1991年まで勤めた。その後のJürge Lüthjeも、1991年から2006年と長い。また、2006年から2009年のMonika Auweter-Kuttzは、物理学者で、初めての女性学長となった。女性の進出の早い同大学でも、この時期まで遅れたのである。770。2010年からは、Dieter Lenzenである。Rektorのま

^{77) 1929}年に、哲学者のErnst Cassirerはハンブルク大学で学長となった。ドイツでは最初のユダヤ系の学長であった。その前は、ハンブルクの名門家族出の経済学者Heinrich Sievekingであった(その師は、ライプチッヒ大学の法学者Rudolph Sohmで、学位は同大学の歴史家Karl Gotthard Lamprecht)。 Vgl.Repgen/Jeßberger/Kotzur (hrsg.), 100 Jahre Rechtswissenschaft an der Universität Hamburg. 2019; Rechtswissenschaftliche Fakultät, Lebensbilder Hamburgischer Rechtslehrer, 1969. (前者は100周年記念、後者は50周年記念である)。

ま実質化するか、名称ごと変更するかの相違はあるが、古い短期間の交代制は変革の時期になったのである $^{78)}$ 。なお、ドイツで最初の女性の学長は、ハイデルベルク大学のMargot Becke-Goehringであり、1966年8月1日から1968年であった。

⁷⁸⁾ Dorpat大学では、1802年以降の構成で、副学長が混在し、おおむね副学長が学長に昇進している。つまり、この場合には、副学長しかいない場合でも、君主の最高学長がいるわけではなく、なんらかの理由で学長とならなかっただけである。事務取扱として便宜的に副学長とされていたのであろう。たとえば、1802/03年のGeorg Friedrich Parrotは副学長で、1803年に学長となっている。1830/31年のJohann Parrotも副学長で、1831/34年に学長である。Alfred Wilhelm Volkmannも、1841/42年は副学長で、1842年は学長である。また、ロシア化の進んだ19世紀末では、学長の在任期間が長期化した。たとえば、Anton Budilowitschは、1892-1901年の9年、Wissarion Aleksejewは、副学長の時期も合算して、1908-1914年の6年も在任した。社会主義時代の1944-1993年の49年間の学長は、4人だけであった(これは他の社会主義国とも同様である)。学長の実質化は、早くから生じていたのである。前注43)(1)参照。

図1 トリアー大学の学長

		神学部 △ 法学部 ◇ 医学部 ○ 哲学部
	開設	
1473	0	Momer von Ramsdonck, Nikolaus, Artist
1474		Leyendecker, Johann Theologe
1475		Hohenfels, Eberhard von Domherr ボローニアで法学を学んだ。
1476	\triangle	Enschringen, Ludolf von Jurist
1477	\Diamond	Friedrich Markgraf von Baden, Peter von Viersen Mediziner
1478/79	9/80	?
1481	0	Gerhard von Ramsdonck Artist
1482	0	Gerhard von Ramsdonck Artist
1483	\triangle	Irlin, Heinrich Jurist
1484	\triangle	Irlin, Heinrich Jurist
1485	\triangle	Kültz, Anton Jurist
1486		Robert von Brabançon, Kanonikus von St.Paulin und St.Simeon
1487/88	3	?
1489	\triangle	Strassner, Nikolaus Jurist
1490	\triangle	Haltfast, Johann Jurist
1491	\triangle	Haltfast, Johann Jurist
1492	\triangle	Apothecarius, Heinrich Jurist
1493	\triangle	Apothecarius, Heinrich Jurist
1494	\triangle	Apothecarius, Heinrich Jurist
1495	\triangle	Schönecken, Matthias von Jurist
1496		Sirkse, Johann Theologe
1497	0	Tilmann von Westerburg Artist
1498	_	Bertschler, Heinrich Artist
1499	\Diamond	Hernsheimer, Peter Mediziner 医学部は初期の2人のみである
1500	\Diamond	Hernsheimer, Peter Mediziner
		· (中略)
•		· _
1752		Mannheim, Modestus Abt St.Matthias (22年)
•	_	•
1762		Schmidtburg, Lothar Karl Schenk von Domherr (10年)
1763		Wiltz, Adalbert Abt St.Matthias 選帝侯により任命
1764		Wiltz, Adalbert Abt St.Matthias 第2神学部の形成
1765		Wiltz, Adalbert Abt St.Matthias
1766		Wiltz, Adalbert Abt St.Matthias (4年)
1767		Valentini, Thomas Abt St.Maria ad Martyres
1768		Valentini, Thomas Abt St.Maria ad Martyres
1769	■_	Valentini, Thomas Abt St.Maria ad Martyres
1770		Wittmann, Willibrord Abt St.Maximin
1771		Wittmann, Willibrord Abt St.Maximin (プロイセン外のドイツ騎士団)
1772		Boos-Waldeck, Karl Friedrich Freiherr von Kommendator des Deutschen Ordens
1773		Boos-Waldeck, Karl イエズス会の禁止
1700		・ (クレメンス14世、1814年まで)
1780	۳_	Boos-Waldeck, Karl Friedrich (9年)
1781		Wittmann, Willibrord Abt St.Maximin 再任
1704 /05		Wittmann Williams d BR48
1794/95 1796	,	Wittmann, Willibrord 閉鎖 Wittmann, Willibrord (16年)
1796	廃止	WIGHINGTOIG (104-)
1130	9EIL	

図2 スイス、オランダなどの大学

Rは各大学の宗教改革の年である。 Kはカトリックの大学である。

